

午後2時21分 開議

議長（藪野 勤君） ただいまから平成11年第1回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において23番 稲留照雄君、25番 巴里英一君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、前回の議事を継続し、議案第11号 泉南市教育委員会の教育長の退職手当に関する臨時措置条例の制定についてを議題とし、質疑を続行いたします。質疑はありませんか。———小山君。

2番（小山広明君） 前回の審議で、私の質問中に議事進行があって中断したように私は思っております、前回の質疑を続けさせていただきたいと思うんですが、市長が聖域なくあらゆる角度から大胆に行政改革をするということを言ってきておることと、一方で市長らの特別職のいわゆる本給、報酬の1割カットを提案し、職員に対しても定昇ストップというような、給与という生活給そのものにメスを入れてきておる姿勢は、一定状況からいえば理解できるわけですね。

そういう中で、退職金規定の中でちゃんと退職金を出していらっしゃるわけですが、その中でも当然本給に連動した形での退職金が支給されとるわけですから、一般の職員に対してはそこに既に加給的な、加算的な内容が含まれておるのは当然でありますね。その上に市民からいえば、特別に条例を出して加給をするということは、とても市長の基本的な行政改革に対する姿勢からいえば、私は当然理解できないと思います。

そういう点で市長は行政改革の大綱をつくられて、行政全般にわたってそういう見直しをやっているときに、この市のこういう加算的なものにはまずメスを入れる必要があると思いますし、市民に対する補助金とかいろんな面でもカットしてきておると思うんですが、こういう加算的、加給的なものにまず第一にメスを入れてあると私は思っ

てますが、そういうものを初めから考えられておらなかったんでしょうか、こういうことを出してくるということはね。そういう点でほかにもそういう加算的に対応している分がないことはないと思うんですが、そういう点の見直しというのは一切してないと理解してもいいのか、どう考えているのか、それだけきちっとお聞きをしておきたいと思います。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 今を生きる私たち現職といえますか、非常に厳しい中でありますから、当然それに対応するために最善の努力をするという姿勢には変わりございません。ただ、いままで大変御苦労いただいて今回退任された方につきましては、従来からもありますように、特別職に対する一定の考え方がございますので、それにのっとりその労に報いるという姿勢でございます。

そのほかで加給云々というのは余り記憶にはないんですが、この特別職の方々につきましては、過去から議会の議決を経て加算することができるということを適用して御提案を申し上げているわけでございますので、よろしく願い申し上げます。

議長（藪野 勤君） 小山さん、もう回数重ねておりますので。———小山君。

2番（小山広明君） ということは、私の質問は、そういう加算的なものはやっぱり行革の見直しの中には入れてなかったと聞いたわけですが、答えがなかったわけですね。これはやっぱり私は一番先に入れないといけないんじゃないかなと。その上で、現在頑張ってる方に対しても厳しい対応をして頑張るということなんですが、この方が就任したときには従来のそういう対応がありますから、この方だけにそういうしわ寄せをやるというのは、私も余りよくないと思うので、行革の中ではそういうことに対してどう対応していくのかと。

これはやっぱり名誉の問題もありますし、そういう点では行革全体に協力していただくため、どこかでだれかが1つの線引きになるわけですから、そういう点での対応を十分した中で、今日この方に対しての対応をしないと、こうやって議案として上がってしまってから、そういう加算の

あり方がどうかということで、もし議会の方でそれをノーという判断をしなければならぬとすれば、やはり配慮に欠けるということはあるわけですから、これは我々できないわけですので、市長の方で出してくるまでに、行革の面もこういう加算的なもの、さっき私も言いましたが、従来の出しておる退職金の中にも加算的な部分はあるわけですからね、一般に比べれば。

そういう点では、十分そういうことを事前に留意し、そういう方の名誉も守られるような行政運営をぜひしてほしかったと思います。そういうことがないまま、こうしてどんと従来のまま出てきたということは、市長の言う行政改革に対する姿勢がどこかにやはり甘さなり、現在の既得権のあるところにメスが入られない市長の1つの姿勢としてしか私は受け取れませんので、そういうことを十分考えた上で、この議案に対しては私は対応したいと思います。

〔真砂 満君「議長、動議」と呼ぶ。発言する者あり〕

議長（藪野 勤君） わかりました。私の方で裁量いたします。質疑を続行します。———林君。22番（林 治君） 今出ましたこの議案ですが、この議案について……

〔「議長」の声あり〕

議長（藪野 勤君） 発言中ですので。

〔「議事進行やで」の声あり〕

議長（藪野 勤君） 発言中でございますので。

22番（林 治君） まず市長にお尋ねをしたいんですが、市長は昨年10月にことしの予算案の編成方針を出されましたね。この予算の編成方針の中で、あなたはことしの11年度のいわゆる予算が大変厳しい。例えばここに書いてあるとおり読みますと、今の経常収支比率がもう毎年平成6年度以降100%を超える状況で、しかも9年度も103.5%の経常収支比率ですね。それから後、こういった状況で、もう経常一般財源で賄い切れないのみならず、人件費とか公債費ですね、投資的経費に一般財源を充当できないという極めて厳しい財政状況に直面していると。そして、今度の11年度の予算編成に当たっては、行財政改革大綱並びに同実施計画に基づいて、従来にも増

して減量化、効率化を強力に進めるとともに、旧習にとらわれることのない大胆な発想と限られた財源を最大限に生かすと。こういうことでこれまでの古いしきたり、こういうものにとらわれることなく、こういう立場で今度の予算編成を行いたいということ、昨年10月にあなたは11年度予算の編成方針として出されてるんですね、あなたの名前で。

これで、皆部長もそういう対応ですよ。部課長皆そうです。そして、その中でこの議案の前にあったように、またこれまでの代表質問、一般質問の中でも議論あったように、その中で出てきているのは、1つは理事者が10%のカットと。職員にも、最後の最後までやってはならない、もう最後と言われている職員の定期昇給もストップすることまでやりながら、一方で旧来のいわゆる慣習にとらわれることなくということで、例えば補助金なんかあらゆるものについてカットしながら、これについてはさきの質問者の話からも、従来から特別職についてはこうしてきたということ、結局市長はこれだけは旧来の風習に基づいて、慣習に基づいて、こういう提案を条例にもないものを臨時措置条例で出してきたわけです。

だから、私がまず言いたいのは、あなたが予算の編成方針と違うことをこれには特別にそうしている。それはあすは我が身だということから、こういうことをやってるんですか。そうしかとれませんかよ、これは経過から見ても。こういうことで、あなたの行財政改革方針というのは一体どこにあるんですか。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 先ほども申し上げましたように、11年度予算編成に当たりましては、そこに方針を出しておりますとおりでございます。

ただ、退職された方に対する退職金のごことでございますから、先ほども小山議員にもお答え申し上げましたように、これは従来から特別職の方々に対しては、一定の基本的な考え方のもとに退職金の支給をいたしているわけでございますから、それを踏んまえて今回御提案をさしていただいたものでございます。ですから、既に退職された方

に対する手当と、こういうことでございます。

議長（藪野 勤君） 林君。

22番（林 治君） 既に退職された人のための手当というのは、さきに条例で既に319万円がもう出されてるわけですよ。そうでしょう。それは出てるんですよ。いわゆる報酬に基づいて、一般職よりもずっと高い報酬に基づいたものが7年近くの退職金として出されてるんですよ。それ以上の——これは1つ、従来のと看うから一言看うときますけども、これまでは功労金と看うて出されたんですよ。批判があったんですよ。今度はそうじゃなしに加給ですね。退職手当の加給と、これは名前を変えましたね。あなたはそれを従来どおりと看うてるんでしょう。従来どおりでないことをしてきてるんですよ、名前だけ変えて。結局、ごまかしなんですよ、これ自身が。

これは私はこうやって議論して、赤井先生のことをあれこれ看うてるんじゃないですよ。こういう制度をあなたはいつまで続けようとしてるんかということが問題なんですよ、1つは。だから、朝からの話し合いの中でも、この問題については一たんこの議案を引っ込めて、6月議会までこのことで市民からの意見も聞いて、そして議会でも納得できるものとして、このことへの対応をなさったらどうですかという提案が、各派の代表者の中でも議長からも市長のところへ行ってるはずなんですよ。あなたはあくまでそういう議会側の要請もこたえないと、こういうことですか。

先ほど言いましたように、今年度の予算編成方針は旧習にとられることなくということで、まあ看うたら教育費や福祉やとか市のいろんな予算はもちろんとのこと、いろいろボランティアなんかで活動なさってる区長会の皆さんの予算も、例えば10年度から11年度を比べれば、その補助金を14万円カットしてるとか、いろんなところで全部やってるんですよ、これ。これは旧習にとられることなく財政が厳しいからということですよ。ところが、これは旧習にとられたままでやってるわけですよ。これは今出されてる御本人の問題じゃないんですよ。私が看うてるのは、こういう功労金的な加給金制度、これ自身が問題だと。こんな市民の納得のできないものをこのまま

出してること自身が問題なんですよ、市長。あなたは看うてることと、それからやってることが違看うということを見は看うてるんですよ。どうなんですか。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 今後については、いろいろ御意見もちょうだいもいたしてありまして、各市が制定しておりますような特別職に対する退職手当の条例を別個また御提案もしていきたいというふうに見えております。

今回の方については、もう相当以前から勤務をいただいておりますので、退職の時点で清算するという考え方で今回提案をさしていただいております。

議長（藪野 勤君） 林君。

22番（林 治君） オウム返しで同じ言葉しか市長から答弁が返ってこない。今回の方というのは、もう早くから任期がここで終わるといのはわかってたんですよ。何で昨年の12月議会でもこの問題について議会の側に提案をしなかったのか、例えばこのことについて。

それから、私はほんとにこういうような政治姿勢では、これはもう市長自身にも、こんなものを、こんなやり方をこのまま認めておつては、我々議員も政治改革や行財政改革やと看う資格なくなりますよ、実際問題として。やっぱりこれは市長ははっきりとこの問題について、私は今議会ではまず取り下げて、市民の合意の得られる方法があるかないか、私はよく議論をすべきだというふうに見えます。

私はそのことも提案もして、市長がそのことについて、今何か新しい条例をつくるとか看うて、そんな勝手な自分の出るような条例、そのまま続けようというようにことを考えてること自身が問題ですよ。そんなことでは同意できませんから、そのことも改めて看うておきます。やる気があるんかないんか、今回取り下げて協議する気があるんかないんか。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） ただいま御審議をいただいておりますので、御議決を賜りたいと存じます。

議長（藪野 勤君） ほかにございせんか。—

——島原君。

17番（島原正嗣君） 何点かについて御質問をいたしたいと思いますが、今出されてる案件そのものの内容等については、過去数回ずっと継続して検討課題と、こういうことになってると思うんですが、事の始まりは、今この議席にいらっしゃる元稲留照雄市長が退職するときに、罰金でも取れと、こういうような議論もありました。けれども、そういうわけにはいかんのではないかと、そういう議論がありまして、最終的には減額をして支給をしたという経緯がございます。あと、平島市長の問題、さらに辻収入役の問題等もございました。

今度でこの大きな問題というのは3回か4回かになるかと思いますが、もうこれはきのうから議論をして、もう既に前教育長の赤井さんの名前も出ておりますし、いわば人権にもかかわるようなことでございますし、できるだけ議会としては、今御指摘もありましたように円満に全会一致で、御苦労というなら御苦労というお金を支給することが当然ではないかと。これは労働の対価と言えるかどうか、私も長い間労働運動をやっておりますから、労働組合の既得権益、労働者の既得権益であるかどうかという認識はちょっとわかりませんが、加給金的な、あるいは功労金的な性格を持つ非常にわかりにくいこういう制度、政策は、いつかはやっぱり改めておく必要がある、改革をしていく必要がある。

聞くところによりますと、この周辺では今市長が御答弁なさったように、ほかの市町村では大多数が条例の中に織り込んでると、こういう話もございまして、この周辺ではどこどこがまだ——泉南市はもちろんですけれども、こういう加給金的な支給をする規定なり何なりが明確でないという市町村はどこどこなのか。私の聞いている範囲は、熊取町と泉南市だけだというふうな認識をしておりますが、それでよろしいかどうかです。

もう一つは、林さんの質問に御答弁なさった近い将来には条例化したいと、こういう御答弁もあったんですが、その近い将来というのはどういう意味なのか、いつごろなのか、わかっておればお答えをいただきたい。

それと、問題を一番ややこしくしてるというのは、きのう提案の前に、いずれにしても市長自身のみずからの本給についても減額をされて、三役の本給は減額されていると。それはなぜかといいますと、行政改革なりこういう社会全体の不況という中で、行政みずからもリストラをするんだという力強い決意を持ってやられたと。ものの1時間もたたないうちに、今度は加給金というような感じで出てきて退職金の3倍つけると、そういうことなんですね。非常に理論的に矛盾がある部分もあるわけです。

ですから、これはたまたま赤井前教育長が議論の対象になっておりますけれども、どなたが御苦労なさいましても、いつかの時点ではこういう議論はきちっと私はしておく必要があると思うんです。

ただ、見えにくいのは、今申し上げましたように、何で3倍なのかと。いわゆる算定方式をきのう発表しておりましたけれども、ざっと3倍ですけども、なぜ退職金の3倍なのかという、そういう一定の位置づけもはっきりしていない。ただあるのは、過去の慣習としてそれくらいを出していると、そういう言い方では、今日の時代に通用するだろうかとか。あるいは我々が市民に十分な説明ができるかどうか、こういう心配もしておるわけでございます。

そういった意味で、私はいつかの時点でけじめというんか、節目節目、あるいは折り目、けじめというものを付けておく必要があるのではないかと。ですから、今議会で若干時間はかかっても、お互い真摯な討議をして、きちっとしたものをつくり上げておく必要がある。これは、きょうは人の身、あしたは我が身ということもありますから、お互いに言いにくいことも言い合いをして、私ども野党と言われるグループの中でも、もうかんかんがくがくの大論争を朝からやってきたんですけども、いずれにしてもやっぱり議論をすることは非常に大切なことなんです。ですから、何も出して悪いとは言っていないんですけども、この加給金という制度そのものの仕組みがわかりにくいと。議員にもわかりにくい、市民にもわかりにくい。

そういう今の時代に、過去の慣習といえどもそ

のままやっていくことがいいことだろうかということからいえば、私は市民感情としてなかなか受け入れがたい問題があると。また、せっかく7年ほど御苦労なされた教育長に対しても失礼な形に返ってくるのではないかと。せっかくの好意が、例えば1,000万円組んでるのに、800万組んでるのに、100万削られたということになりますと、人間ですから感情の動物ですから、何でおれは悪いことをしてないのに、瑕疵がないのに減額されなきゃならんのかという問題もあるでしょう。

だから、そういう意味では、もうきちっと行政や議会の中で議論をして制度化していくということが、私は何よりも大事じゃないかなというふうに思いますが、その点についての御答弁をいただきたい。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 制度化について、私の方から御答弁を申し上げます。

何人かの方にもお答え申し上げましたように、ほとんどの市や町で特別職の退職金条例が条例化されておりますが、本市はまだ設定されておらないということがございますので、今回の件は別といたしまして、早急に条例化について案を取りまとめたいというふうに思います。その際、府下各市の率の若干のばらつきもございますので、できるだけ低い数字で対応をしてみたいというふうに考えておりますので、いつの機会ということでもございませんけれども、ことし中に御提案を申し上げたいというふうに存じます。

その他については、担当の方から答弁をいたさせます。

議長（藪野 勤君） 中谷公室長。

市長公室長（中谷 弘君） まず1点目で、こういう出し方をしている団体はどこどこかということですが、この近辺では泉佐野も貝塚も阪南も全部こういう条例をつくっております。この近辺では、泉南と熊取が今のところ条例化されていないというふうに我々確認をいたしております。

それと、算出の根拠がわかりにくいという御指摘でございましたけれども、昨日も御説明をさせていただいておりますけれども、本市の場合、教育長につきましては、収入役等と同じように給料

月額掛ける在職月数掛ける100分の15ということで、従来からその計算によりまして、退職金の加給金という形で計算をした分を、一般職の例による金額プラスその分を積算してお支払いをしていたというのが過去からの事例でございますので、今回もそういう事例に基づきまして計算をさせていただいてまして、提案をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

議長（藪野 勤君） 島原君。

17番（島原正嗣君） もう一度市長に御答弁をいただきたいんですが、ことし中というような御答弁だったんですが、ことし中にこの三役の中でおやめになる方は、該当者はいらっしゃるのかどうかですね。それまでにきちっとした整理、精査をしておく、そういう認識でよろしゅうございましょうか。これが1点です。

ちょっと余り時間ありませんから、もうまとめて言わせてもらいます。それと原課の方で100分の15というのが一定の方程式の基礎になってるようですが、これは大阪府下34市あるんですが、うちのような算式で、全部特別職の場合は積算の基準なり公式とされてるのかどうかですね。

退職金は退職金として御存じのようにあるわけですから、この加給金というのは、何回も申し上げて恐縮ですけれども、非常に我々議員にもわかりにくいし、市民にも説明がつきにくい、一定働いていることに対してのいわゆる労働の対価、既得権益として主張できるものかどうかということからいえば、これは非常に説明のつきにくい話なんですし、理論的根拠というものが十分でない、いわゆる意味不明というような形の部分もこのウエートの中にはたくさん占めてると。

ですから、これは一方的に行政の方で過去からの慣習として積算をしているということも、わからないのではないですけれども、今の日本の国の経済状態、社会情勢、あるいは経営、経済の状態、こういうことからすれば、これはどこに今度制度化する上での視点を置くのか、ちょっとそこらあたりがわからないんですけれども、きのうも若干議論がありましたように、ちょっと限度額という

ものを見直さないと、またいろんな批判が出てくるのではないかと思うんですが、退職金より加給金の方が多いという論理、根拠ということについては、やっぱりちゃんと説明のできる根拠を持たないと、我々としては了解できない、認識できない、こういう思いがあるわけですが、いかがなものでしょうか。大阪府下全体のバランスはどうなってるのか、わかってる範囲で結構ですから御答弁をいただきたい。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まず、1点目の次の特別職の任期の問題でございますけども、次の特別職の中にはことし中に任期を迎える方はおりません。その間につくっておきたいと、このような意味を込めて申し上げたところでございます。

議長（藪野 勤君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 島原議員さんからの再度の御質問でございますが、府下の各団体とのバランスという御指摘でございますが、本市の場合、従来から100分の15という計算の率でございますけれども、各市を見ますと100分の20というのが大体一般的な計算の根拠でございます。ですから、近隣人口10万以下の団体のそのような条例化しているところと計算を比較いたしますと、トータルといたしましては1,100万から1,200万ちょっとというぐらいで、ほぼ同レベルの金額に今回の場合もなるという形で積算をいたしておるところでございます。

議長（藪野 勤君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 意見だけ申し述べておきます。

先ほどもどなたか、林さんでしたか、小山さんでしたか、どちらかの方からか、できるだけ円満な方法で功労金なり退職金を差上げるようなことにするならば、若干時間をとって、もっとお互い検討できる時間をつくってはどうかという御提案があったんですけれども、市長の方はこの際この場で決着をつけてほしいと、そういうことですか、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 昨日御提案申し上げまして議論をいただいておりますので、御議決を賜りた

いと存じます。

議長（藪野 勤君） ほかにございませんか。——北出君。

21番（北出寧啓君） 議論はほぼし尽くされたと考えておりますけれども、前回は加給金の問題が議会で問題になったことがございます。それ以降、今お聞きすれば今回赤井教育長の後には当面ないということで、条例化するにもまだ運用期間がことしいっぱいかかるということで、現状から判断すれば現行の提案をそのまま上程するということだと思いますけれども、前回の加給金の問題が出てから今回まで、その辺の条例化の作業とかそういうことがあったのかなかったのか。

それと、行政改革ということで今回大きく市長は踏み込まれたということでございます。加給金、退職金等に関しましては、一応行革に踏み込む前段階のことだというふうな判断もあったのかなと思うんですけれども、その点だけお示し願いたいと思います。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 条例化の検討はいたしております。特に府下各市のデータ収集とか、それから運用状況等も含めて、ほぼ出そろったというか、収集ができておるということでございますので、今後その中で一番低いぐらいのレベルで条例化をしまいたいというふうに考えております。

それから、今の赤井前教育長さんの場合は、相当長くやっていただいたという継続の問題もございましたので、今回こういう形をお願いをしたわけでありまして、最近の各市なんかで条例化されているのは、その任期、任期でもう清算していくところが相当多いようでございます。また、最近もそういう傾向になってるようでございますので、今後条例化に際しましてはそういうことも含めて検討したいと、このように考えております。

議長（藪野 勤君） 北出君。
21番（北出寧啓君） いろいろ今回の問題も含めて、条例化の作業をできるだけ迅速に、そしてもっとこれに関連してもさまざまな問題、情報公開条例も含めて迅速に対応していただけるように要請いたします。それで質問に変えさせていただきます。

議長（藪野 勤君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——
—小山君。

2番（小山広明君） ただいま提案されました議案第11号に反対の立場で討論いたします。

今の財政状況の中で、正規な退職金の支給に対して加算をして支給するというのは、とても市民も理解をできないだろうと思います。市長への質疑の中でも、制度化をしようと言って答弁されておりますけれども、基本的には現在出しているいわゆる319万円というこの中でも、加算的意味合いは十分入っているわけでありますから、その上に800万を超える加算をするというのは、行政改革の趣旨からいっても、全く逆行的な問題だと思えます。

確かに、今対象になっておられる方が勤めておられて、この場でそのことをもし出さないとするということも大変問題性を持つことはよくわかっておりますが、今日までこういう議論があることが想定されながらも何ら対応してこなかった責任は行政にあるわけでありまして、この問題については、市長も今言われたように、同じ額を条例化することによって行っていくという部分を超えるような答弁はなかったわけでありまして、大阪府下で100分の20が一番低いというような議論がありましたけれども、結果的には1,200万円近いお金を出していくということを表明されたわけでありまして、このことは市長の行政改革にかける姿勢、精神からいっても、大いに私は矛盾するものだろうと思います。

唯一の根拠として、ほかの市でも出しておると、こういうことが理由の唯一でありますけれども、そんなことはまったく理由になりません。なぜそのような加給をしなければならないのか、そういうようなことの基本から議論するべきであり、この議案については、もう少しきちっと議論をした上で再度出し直し、もう一度この議会に提案するべきであると思えます。

しかし、その方法として、提案されたからには、この議案を否決する以外にないわけでありまして、十分な議論をし、市民が最も理解できるような条

例として出すためにも、否決をする形で再度行政にこの問題についての検討を求めるということで、皆さんの御賛同をよろしくお願いをいたします。

議長（藪野 勤君） 成田君。

14番（成田政彦君） 日本共産党市会議員団を代表し、議案第11号に対する反対討論を行います。

その前にこの加給金制度については、やはり議会も当局も踏まえて、市民感情も踏まえて、やっぱり納得できる、腹に落ちる、そういう議論をした上で問題解決をしないと、このままではやはり私どもも納得できないものであります。

現在、不況の続く中で、市民の生活状況は厳しいものがあります。さらに、市は赤字財政を理由に市職員に定期昇給のストップ、市民に対しては予算のカットで犠牲を強いています。さらに、行政改革と称して、市長を初め三役の給料を減額することも議会に提案しています。しかるに、前教育長の退職金についてこのような形で出されるということは、全く合理性がないばかりか、市民感情から見ても納得できるものではありません。

また、旧慣と言われますが、やはりこういう旧慣というものは正すべきではないでしょうか。いわゆるお手盛りではなくて、自治省でさえ市条例、そういうものがあって、市民に納得できるそういうものでなければならぬと指導しているところではないでしょうか。今日、市民こそ主人公の立場から見れば、この議案11号に対しては反対せざるを得ません。

以上。

議長（藪野 勤君） 以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藪野 勤君） 起立少数であります。よって議案第11号は、否決することに決しました。

次に、日程第3、議案第12号 一般職員の職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（藪野 勤君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました議案第12号、一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

55ページでございます。感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律が平成10年10月2日に公布され、平成11年4月1日から施行されることに伴いまして、これに準じて所要の措置を講じるため、本条例を提案するものでございます。

改正の内容につきましては、新法の成立と同時に伝染病予防法が廃止されますので、一般職の職員の特殊勤務手当のうち、「伝染病防疫作業及び患者接触手当」の名称を「感染症防疫作業手当」に改めるものでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（藪野 勤君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。———質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藪野 勤君） 御異議なしと認めます。よって議案第12号は、原案のとおり可することに決しました。

次に、日程第4、議案第13号 久葦芳春教育基金条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（藪野 勤君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました議

案第13号、久葦芳春教育基金条例の制定について御説明を申し上げます。

59ページでございます。久葦声子氏の指定寄附金を確実にかつ有利な方法により運用し、特定の教育目的を持って行う事業の経費に充てるため、基金を設置する必要から本条例を提案するものでございます。

内容といたしましては、61ページでございますが、第1条で設置の目的、第2条で基金の管理を、第3条で運用収益の処理を、第4条で基金の処分を定めるものでございます。

この条例につきましては、公布の日から施行したいと考えております。

なお、指定寄附金の金額でございますが、1,450万円でございます。

簡単でございますが、議案の説明にかえさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（藪野 勤君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。———小山君。

2番（小山広明君） このような個人名をかぶした基金というのは、泉南市にどれくらいあるのか。それから、これは運用益でやりますから、この金額がずっと残っていくと思うんですが、最近金利が大変安いわけなんです、実質的にどういうように運用ができるのか。

ほかにあって、これから今後もこういう形で市民からの寄附金がある場合にこういう形をとっていくのか。金利もありますから、絶対額がある程度以上であれば個人名をかぶせるということをした、また少なければそれを合算して市民基金という形でやるのか。これからもこういう形で出てくれば、これは永久にある意味残るわけですね。廃止することは、どういう手続で廃止するのかわかりませんが、こういうように永久的に個人名が残って、市の議会の議案にいつもこう出てくるとなると、この辺の運営上の何か問題点は出てこないかどうか。

その辺ちょっと御説明をいただきたいのと、この方の1,400万円というお金の性格ですが、ちょっともう少し詳しく、どういう性格のものが御説明をいただきたいと思います。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 個人名を冠してます基金でございますが、あと2件ございます。2件とも教育関係でございます。

〔小山広明君「その内容を言うてよ」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 金田教育総務部長。

教育総務部長兼教育長職務代理（金田峯一君）

名前が入った基金の条例ということでは、昭和40年7月1日に制定されております。これにつきましては、条例の名前としては名前は出ておりません。川口片木基金として内容がございます。それから、昭和61年3月31日付で向井奨学基金条例というのが制定されてございます。

川口片木につきましては、基金の金額は200万円でございます。向井奨学基金につきましては、額としては500万円でございます。

また、この運用という内容でございますけれども、基金総額1,450万円でございますが、これは文学に使っていただきたいという御要望でもありました。

そのあたりで、例えば読書感想文とか、あるいは演劇、そしてまた作文、これらの奨励というようなあたりの使い方、それから図書購入というようなあたり、例えば久蔵文庫とか、こういうような内容で活用したいというふうに考えてございます。

そして、この運用の仕方でございますけれども、その経費は、利子でもっての運用は非常に困難であるということから、取り崩しをもって予算に計上して運用していきたいというふうに考えております。

議長（藪野 勤君） 総務部長。

総務部長（細野圭一君） 失礼いたしました。今教育総務部長からも説明ございましたように、私の中で2件と申しましたが、3件でございましたので、訂正させていただきます。失礼いたしました。

議長（藪野 勤君） 金田教育長職務代理。

教育総務部長兼教育長職務代理（金田峯一君）

説明不足で申しわけございません。川口片木というのは、これは1本でございます。1つの基金でございます。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 個人名ということで3名ということで申しましたが、基金としては2件ということですか。

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） そうすると、金利の運用ではなしに、基金を取り崩すということも可能だと。そうすると、これは最終的にはなくなるということと理解してもいいんですね。

それから、川口片木基金とか、向井奨学基金というのは、これはずうっとありますが、これは基金そのものを取り崩すことはないという運用なんですか。

今後、こういう形でどんどん出てくると、個人名をかぶったものがずうっと残っていくと思うんですが、これは行政運営上いいのか。運用上、余り複雑になるようであれば、もう少しその人たちの遺志も踏まえた形で、何かもう少し、個人名じゃなしに市民何とか基金という形でやった方が運用しやすいんじゃないかなと思うんですが、その辺は——それでお金がなくなっちゃえば、それは当然基金をなくしちゃうと思うので、その辺はどういうふうにこの基金の扱い方についてお考えか、お願いをしたいと思います。

先ほどの200万円と500万円は、基金そのものを取り崩すようになってないんでしょうか。

議長（藪野 勤君） 金田教育長職務代理。

教育総務部長兼教育長職務代理（金田峯一君）

前段で申し上げた川口片木奨学基金につきましては、利子をもって運用ということでございます。そしてまた、向井奨学基金も利子をもって運用ということになってございます。

今回の内容では、基金の取り崩しという内容が入ってございます。今の現状からいいますと、利子でもっての運用は非常に難しいということでございます。

それから、川口片木奨学基金ですが、これにつきましては、指定寄附金ということで信達小学校の卒業生であるということの一つの限定がございます。それから、向井奨学基金につきましては、雄信小学校という内容で限定がございます。

今回お願いする分につきましては、市内全校の

内容で運用したいというふうに考えております。

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） 最後に、意見にしておきますが、一定故人の遺志もあるでしょうけども、やっぱり全市民的にも考える必要もあるので、一定の基金を受ける形については、将来の運用に当たっても、やっぱり無理というんか、矛盾のないようにする必要もあると思うんですね、故人の遺志だけじゃなしに。一方では利子の運用だと、一方は基金を取り崩すと。また、地域が限定されるとか、そういうこともやはり公のものとしては、故人の遺志もあるんだろうけども、泉南市全域に一つのルールの中でやっぱり使っていけるようにしないと、全体を公平的に運用する面からいえば、私はちょっとまずいんじゃないかなと思いますね。

それから、もう1つは、やっぱり基金を1つのものとして運用しないとちょっと複雑になって、寄附される方の意思がそれで十分反映されればいいんですけども、公の市がそれを運用するわけですから、そういう点はもう少し市民が十分理解できるようなあり方にぜひして、考えていただきたいと、そのように意見だけ申し上げておきます。

議長（藪野 勤君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 私も意見だけ若干申し述べておきますが、前回の文消でもこの基金の問題で意見が出ました。現在、教育長不在でございまして、こう何本も何本もの条例があることも大事ですけれども、できたら一つのものに統一できたらどうかと。

寄附者のいろんな思いもありますし、いろんな表現の仕方もあるんでしょうけども、今質問に御答弁いただいた、利子を中心にした運営ということなんですけども、今日では利子も非常に低利でございまして、この前の新聞にも10万円で20円しかつかないと、そういうような状況にもなっておりますし、もっと基金の将来のあり方、あるいは条例とのかかわり合いも含めて精査していただきたいと、このように思います。意見だけ申し述べます。

議長（藪野 勤君） 巴里君。

25番（巴里英一君） 懇篤なる方々の意思を尊重するというのは非常にいいかなと。こういう方

々がたくさん出てくれば、それぞれの分野における社会教育における意識向上を図る手だての方法論としては、僕はいいんじゃないかなと思います。

ただ、この場合、久松さんの基金条例の場合は取り崩すとなってますからお聞きしたいんですが、取り崩された時点でこの条例が直ちに廃止ということになるのか、いやそうではないんだということになるのか、そこのところがちょっと明確に示されていないので、その点ちょっと意見があればお答え願いたいなど。

議長（藪野 勤君） 金田教育長職務代理。

教育総務部長兼教育長職務代理（金田峯一君）

運用の仕方につきましては、一度に消化するというような内容ではなくて、年次的に運用していきたいということから、かなり長い年数でもって運用できるのではないかとこのように考えております。

議長（藪野 勤君） 巴里君。

25番（巴里英一君） どちらにしてもこの運用のあり方だったら、10年であろうが20年であろうが、年限がたてば必然的に減額になっていってゼロになるということになるんでしょう。そうすると、そのもともと目的とした趣旨の基金がなくなってしまうわけですから、自動的にその条例が廃止されるのかどうか載ってないので、そのことについていかがいたすんですかと、こういうお聞きなんです。

議長（藪野 勤君） 金田教育長職務代理。

教育総務部長兼教育長職務代理（金田峯一君）

基金がなくなれば、その段階で廃止ということになるかと存じます。

議長（藪野 勤君） 巴里君。

25番（巴里英一君） 条例廃止にはそれなりの手続が必要ですから――自動的に廃止になるということですか。それだったら附則として、どういう言い方が、表現は別として、基金がなくなればそれは廃止されるということで附則でつけ加えたらよくわかるんですが、条例ですから基金条例を残したまま置いとくということになると、空洞化してしまうということになります、その点はいかがかなんでしょうかね。条例というのはそういう意味を持ってますから。

議長（藪野 勤君） 金田教育長職務代理。

教育総務部長兼教育長職務代理（金田峯一君）

ただいまの件につきましては、附則で考えたいというふうに考えます。

議長（藪野 勤君） 巴里君。

25番（巴里英一君） 附則という場合は、これは載せとかなかったら附則の効力を発しないんですよ。そういう点で誤解があってはなりませんので、条例には附則もついでにの条例であって、附則のないものを附則ということはどうたわれないので、その点御訂正をお願いしたいんですが、それならそれで改めてそういう方向ですというお答えをいただければいいんですが、このままですと、附則をつけ加えることになるということにはならないというふうに思うんですが、その点いかがでしょうか。

議長（藪野 勤君） 金田教育長職務代理。

教育総務部長兼教育長職務代理（金田峯一君）

大変申しわけございません。しかるべき手続をとりまして、廃止の条例というふうに処理したいと思えます。

〔巴里英一君「そしたら先ほどの撤回してもらわないかん。附則をつけ加えるというやつを訂正してもらわないかん」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 北出君。

21番（北出寧啓君） では、質問させていただきます。

これは事務の煩雑さとか効果とか、旧来の基金の場合は、評価の低下というのがございますので、今後一本化にまとめるという御意見もございましたけど、そういう形で、例えば匿名の基金という形で一本化するとか、あるいはそれをもう利子益じゃなくて、実際すべて運用していくという方向は出ないものかということと、あと1つ、基金に上程する場合の最低金額とかいうのはございますのでしょうか。例えば100円するから条例にしてくれという話はならないと思えますので、その点の判断は基準をどの辺に置かれてるのか、その点だけお聞きいたしたい。

議長（藪野 勤君） 金田教育長職務代理。

教育総務部長兼教育長職務代理（金田峯一君）

大変申しわけございません。先ほど巴里議員の

質問の中で、附則で処理という言葉は撤回申し上げたいので、どうかよろしくお願い申し上げます。大変失礼いたしました。

議長（藪野 勤君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 基金条例をする基準というんですか、それは特に定めておりません。ただ、やはり果実運用できる額をめどに基金条例化をしているのが実態でございます。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 北出君。

21番（北出寧啓君） そうすれば、その点基準値は一定判断されると思いますけれども、例えば旧来の基金の額がほとんど現在の貨幣価値では少ないと。そうすると、運用ができないということですね。いつまでもいろんな予算書とか決算書、すべて出てきますよね。事務がだんだん煩雑になってきますし、これで例えば何人も何人もということだったら、非常にこれから今後困ることも出てくると思うんです。だから、将来を見通した上で、例えば匿名一括にするとか、あるいは少額のもの、やっぱり現実に利子運用じゃなくて崩していくとか、そういう形でやっちはいかがかと。その点ちょっと市長、よかったですらどなたか総括的にお答えいただきたいと思えます。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 本来は基金でございますので、果実運用ができるというのが1つの考え方だというふうに思いますが、寄附行為者の御意思、あるいは時代の変遷によりまして、おっしゃるように貨幣価値が変わって、当時としては非常に運用益があったというものが、それが十分果実が生まれないと、あるいは金利もございますけども、時代の変化があるというふうに思えますので、今後はこれを含めて3本の教育関係の基金ができるわけでございますので、今後につきまして、これは寄附行為者——相続人といいますが——の御意思もあろうかというふうに思えますので、それらも踏まえて今後どうあるべきかということにつきましては、研究をいたしたいというふうに存じます。

議長（藪野 勤君） 林君。

22番（林 治君） いろいろ議論をされてき

ているところです。今助役の方から果実運用ができる額というふうに、そう言われてこれを提案したらおかしいんですよ。これは果実運用が実際上できないというんですか、じゃなしに、取り崩して運用すると言われたでしょう、提案で。今のさきの質問者の答えには、果実運用できる額がこの基金をつくる基準だというふうに言われたからね、そんなおかしな提案理由はないですよ。まずこれが1点です。

それから、これは今いろいろ議論が出たように、こうして1,450万円ですか、思い切って市に寄贈されると。これは大変ありがたいことですし、それは私も否定するわけでもないし、そうした善意の御寄附はできるだけ市民みんなに役立つように、こういう制度を設けてやるということはいいいとは思うんですよ。

ただ、一定の基準をきちっと定めておかないと、先ほどの質問者のようなことも僕は当然起こり得ると思うんですよ。今の助役の答弁が、しかも実際のこれとは合わない。平気でしてるというようなことで、助役再任されたばかりで、もうちょっとまともな答弁できへんのかな。そんな答弁先してたらあかんやないか。

それで、例えばもう既に予算に載っております2つの基金ですね。1つは合併してるんですか、一緒に統一してると、信小ということで統一してると。もう1つは雄信小だと。じゃ、これは一体どれほどの果実運用ができておるのか、これもやっぱり問題になってくるんですよ、実際上は。どないできてるんですか、例えば。

絶対額で今現時点ではみんな金利一緒のはずですから、基本的に一緒やと思うんですよ。そしたら、今度の方が金額大きいのに、それはもう果実運用せずに取り崩してやると、前のはずっとそのまま果実運用するんやと。これは一体具体的にはどうなんですか、そしたら。

議長(藪野 勤君) 上林助役。

助役(上林郁夫君) 当然、今現在は議員おっしゃるとおり、条例としては2つあり、今御提案さしていただいているもので1つ、可決をいただいたら計3つになるんですけども、先ほどもおっしゃったとおり、まず基準は今現在では決めており

ません。今現在ある2つの条例が、当然やはり寄附者の意思も含んで利息運用というような形があるということで、そのように運用させていただいております。

ただいま上程されております条例は、おっしゃったとおりもちろん基金も取り崩すと、できるというような形になっております。基金の、今までは決めてないんですけども、やはり将来的には決める必要もあるんじゃないかと、一定の金額を。これは検討したいなと思います。当然、寄附者の意思も含んでるとということで御理解をお願いしたいと思います。

議長(藪野 勤君) 林君。

2番(林 治君) ちょっと何かだたらと答弁いろいろ言って、質問の趣旨をひっくり返してしもうて、それで議論をすれ違いに終わらしてしまうような、そんな議論もうやめましょうよ。さきには果実運用できる額だと言うて言い切ったんでしょが、基準は。それで今基準はないと言うたんですよ。きょうこれ、別にものの数分ですよ。そんなころころ変わられたら、何を基準に我々はそれこそ議論をしたらいいんですか。そんなでたらめなことないですよ。今度は寄附者の意思だと。そんなもん、寄附者の意思があったらどんな寄附でもいいんですか、そしたら。そうはいかんでしょ。今、世の中でこの間JAでもいろいろ事件起こりましたけれども、寄附者の意思って、JAの金を使い込んでそれで寄附してるやつで、こんなもん後でわかったら一体どないなりまんねん、これ。行政でなかったからよかったけども、そうでしょう。そんなもん、やっぱりいろんな基準を考えないかんのですよ、これは。

私は今回のこの方のことはよく知ってますし、事故であって今回こういう形になられたんですから、私はこれはもう尊重したいと思いますよ。でも、尊重する限りほんとに喜んでもらえるような内容として運用されないかんと思うんですよ。一方では、さきに言うた200万と500万ですか、果実としての運用は一体どうかという質問もしてるんですよ。まだ答弁ないですよ。

そういう果実の運用もまともにできないような状況になってきて、それは先ほどの私より何回か

前の質問者の質問ですよ。運用できなくなった時点でどうするんかという話も今出てるわけですから、名前をとにかくずっと残しておくということ自身もやっぱりそれなりに問題になるでしょう、そしたら。貨幣価値も変わりますから、かつては大したお金であったとしても、今の貨幣価値は下がってしまって、結局同じ運用がまともにできない、金利もまともにつかない、こういう事態にもなってるわけですから。

それと、やっぱりいろんな問題もあります。問題も起こります。今回亡くなられたこの方のことは、まだ若い人ですし、私はそういうことをいっことも問題にしてると違うんですよ。でも、やっぱり基準をきちっとつくっておかないと、今のよ様な寄附者の意思がありますからというようなことを言うてたら、寄附者の意思がどんな意思であっても受けるんですか、泉南市は。受けられんでしょう。受けられん寄附もあるでしょう、世の中には。違うんですか。

だから、1つはこれがどんな基準のものであればお受けすると、これは明確にせないかん問題がありますよ、そういう意味でも。しかも、実際これが運用に当たっては、現実には果実の運用でない運用もするわけですから、そのことも含めて、例えば一定額やったら一定額以上のものものときには受けて載せるとか、それからいろいろ議論出るのは、できたら個人の名前じゃなしに、何らかの教育なら教育ということで、奨学金やったら奨学金として、そういう市としてよりよい名前を使ってやるとか、私はやっぱりその点はきちっとしたものをやらないとまずいですよ、これは、いずれは。きょう今ここではこの問題はこの問題としてもね。そやけど、今までの答弁は受けられませんか。今までの答弁は、そんなちゃらんぽらんな答弁は。

議長（藪野 勤君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 私は第1回目の答弁も、基準は決めておりませんということを言っております。ただ……（林 治君「議事録回してもらおうか、それやったら」と呼ぶ）はい、回してください。言っております。まずは基準は決めておりませんということは言っております。

ただ、その寄附者の意思というのは、前条例ではやっぱり果実運用していただきたいという一定の意思があります。しかし、一番つらいのは、やはり今金利は特に下がっております。そういう意思のある中で、それが我々サイドでちょっと検討できるかというようなことが1つ疑問と思っております。

今提案させていただいている基金条例ですけども、これは一定寄附者の意向もありまして、これも今現在金利が下がっている関係もあるんですけども、やはり基金を取り崩してもやっていただきたいという一定のそういうながありますので、これについては先ほども申し上げたとおり、やはり基準を決める必要があるなど、そういう考えでありますので、その基準の件につきましてはこれからの検討課題にいたしたいと、かように思います。

そして、2つの基金の運用につきましては、担当課の方から御答弁をいたします。よろしく願います。

議長（藪野 勤君） 赤井教育総務部参事。

教育総務部参事兼教育総務課長（赤井民男君）

基金の運用益について御説明させていただきます。

まず、1つ目の泉南市教育振興基金の分の川口と片木賞の基金の運用益でございますが、片木賞につきましては9年度決算で年間5,865円、川口賞につきましては2万4,018円です。そして、向井賞につきましては年額で1万9,686円となっております。この半額を基金に積み立てまして、あとの残りの半分を信達小学校の備品購入費に充てまして、向井賞につきましては、半額を基金に積み立てまして、あとの残りを雄信小学校の卒業記念品に充てております。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 林君。

22番（林 治君） こういう議論は、私もそんなにしつこうにやる気もないし、簡潔明快にいただきたいんですが、助役の方が答弁に立って、あなたははっきりと——私もメモしたんですよ。果実運用できる額が基準だと言ったんですよ。そう答えたんですよ、前任者に。だから私、質問す

る気になったんですよ、そうでないから、實際上。

實際上、それじゃ今の貨幣価値からいって、さきにあった2つの——大きくは2つですね。實際上、個人では3つですけども、実質上、今日の貨幣価値からいって、行政上やっぱり考える必要が起こってきてるでしょう、實際上としては。ここは考えないと、それじゃ、こういうことになると、現在、基金の絶対額でいうたら、ちょっと今利子だけ言われたけど、それぞれ3つの今の基金の絶対額——たしか500万と200万に分けたけども、どっちかが2つに分かれるんやね。僕は1つやと思ったら別々に言われたから、ちょっと金額を一遍言ってみて、今基金の金額そのものを。

議長（藪野 勤君） 赤井教育総務部参事。

教育総務部参事兼教育総務課長（赤井民男君）

教育振興育英基金の方でございますが、これは二つ合わせまして今現在10年の4月現在の残高でございますが、総額で505万5,275円になっております。そして、向井奨学基金でございますが、これが10年の4月末現在で608万4,549円となっております。

以上でございます。（林 治君「川口、片木を分けて言うて」と呼ぶ）

ちょっと今、合計の資料しか持っておりませんので……。 （林 治君「大体で言うて。もともとの原資」と呼ぶ）

済みません。それでは、これは9年の3月末現在の数字で、先ほど言いました合計とはちょっと違うかもわかりませんが、川口賞で205万1,321円でございます。そして、片木賞が293万3,678円でございます。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 林君。

22番（林 治君） そうすると、今200万ちょっとを基金として出せば、最低限市当局はこれを認めざるを得ないんですね。200万以上寄附してくれる人があれば、同じような理由で。そうでしょう。幾つでもつくらなあかんということになってきますわね、今の現時点でいえば。だから、やっぱり何かの基準が必要になってくると違いませんか。そうでしょう。そうなるでしょう、これがあつたら、そういうふうにされたら。

だから、僕はそういう点では市の方は煩雑になるし、やっぱりこういうものは、できるだけ1つのものとして形態を考えてやることを考えないといけなくなってきてるんじゃないですか。もうそういう時期じゃないですか、他市はどうか知りませんが。

だから、できたら——結局、實際上基準は何も決まってないと。寄附者についても、それから寄附者の意思、意思と言うけども、人間の主観の意思というのは、いろんな意思がありますよ。そうでしょう。行政でそんなことを言うてたらあかんですよ。きちっとしたもつを持たずに一般的に受けるといのは、受けてよいものもあれば、受けて悪いものも起こってくるんですから。そうでしょう、助役。そうやないですか。その点、市長も総括的に簡潔に、大体いろいろ議論出たことわかってるんやから、きちっとしたことを御答弁いただきたいと思います。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 寄附をいただく方の善意によって、いろんな御寄附をいただいたり、またこういう基金をちょうだいしたりというふうにいたしておりますけれども、先ほどの質問者にもお答え申し上げましたように、時代、時代によって、おっしゃるように貨幣価値もどんどん変わってまいりますし、また金利の数字も変わっております。こういう中で、今後いわゆる一般寄附としていただく部分と、それから基金として制定して運用する部分と、一定の基準づくりをやる必要があるというふうに思います。

また、寄附行為者に対する、どなたでもいいということでもないかというふうに思いますので、そのあたりの考え方も盛り込んで1つの基準というものをつくってまいりたいと。

そして、現在これで3つあるんですけども、先ほどもありましたけども、あるいは統合できないかとかいう問題もございまして、これらについてもあわせて検討いたしたいというふうに存じます。

議長（藪野 勤君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——

—討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藪野 勤君） 御異議なしと認めます。よって議案第13号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第5、議案第14号 泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（藪野 勤君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました議案第14号、泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

63ページでございます。提案の理由につきましては、特定非営利活動促進法が平成10年3月25日に公布されたことに伴いまして、本市市税賦課徴収条例の一部を改正する必要から行ったものでございます。

改正の内容につきまして御説明を申し上げます。議案書の65ページでございます。

第15条第2項の表の第1号中の法人等の区分に特定非営利活動促進法、通称NPO法第2条第2項に規定する法人をつけ加えるものでございまして、これはNPO法の施行により、ボランティア団体などが法人格を取得した場合に、法人市民税における法人の区分を明らかにするものでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（藪野 勤君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——大森君。

5番（大森和夫君） それでは、市内で申請した団体があったのかということと、実際に税制上は具体的にどういう扱いを受けるのか、お答えください。

議長（藪野 勤君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） お答え申し上げます。

このボランティアの法人登録申請が市内にあったかということですが、それにつきましてはございません。

また、税の関係でございますけれども、ボランティアで法人登録をなされましても、税法上は非課税扱いというふうにはなりませんので、今回の改正は、均等割がボランティアの法人組織でもかかってくると、課税の対象になるということでございます。それでよろしくお願いたします。

議長（藪野 勤君） 大森君。

5番（大森和夫君） ボランティア団体の活動を促進するためにこういう法律が国会で通ったということで、申請がなかった理由の中には、今おっしゃったように税制的な優遇がなく、課税されるというようなことがあったり、申請の実務上のいろんな作業が実務的に大変だという内容があるんですけども、これは実際課税するかどうかというのは、各自治体の裁量権でできるということもお聞きをしてるんですけども、これはそういうことはできないんでしょうか。

議長（藪野 勤君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） お答えいたします。

税制上の優遇措置というお尋ねであったかと思うんですが、いわゆる営利を目的にしない、収益じゃない、公益性が強いということで、税法上では非課税とはならないわけですが、いわゆる市の賦課徴収条例におきましても、いわゆる公益性が強いということになりますと、減免措置というようなことも考えていかなければならないと、このように考えておるところでございます。

議長（藪野 勤君） 大森君。

5番（大森和夫君） 福祉の分野でもこれからボランティアが大事なことになってくると、市の方でもそういう支援の話が出てましたので、ぜひ減免のそういう形でできますように考慮願いたいということを意見にかえて、終わります。

議長（藪野 勤君） 嶋本君。

26番（嶋本五男君） ちょっと1点だけお聞きしときたいんですけども、この法人格を取るための手続、手順は泉南市でできないんでしょう。こ

れは大阪府か何かで、法人格の資格を取るためには泉南市でも受け付けられるんですか。泉南市の中でボランティア活動のものが非営利活動の法人を取りたいと、こういうときに、泉南市でその法人格の資格を与えることができるのかできないのか。これは、私は大阪府が与えるというように聞いてるんですけども、間違ってたらどうなるのか、その点ちょっとお聞きしたいと思いますけれども。

議長（藪野 勤君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） お答えいたします。

議員御指摘のとおりでございます。大阪府、都道府県でこの認証申請をいたしまして、私どもの方の泉南市の賦課条例におきましては、11条関係で1項で3号、4号ございます。そういった団体が泉南市に事務所とかそういう事業場を持っている場合、その場合は市としてこの均等割の対象になって、税制の優遇処置も考えていかななくてはならないということでございますので、よろしく御理解のほどをお願いいたします。

議長（藪野 勤君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可することに決まして御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藪野 勤君） 御異議なしと認めます。よって議案第14号は、原案のとおり可することに決しました。

次に、日程第6、議案第15号 精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（藪野 勤君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました議案第15号、精神薄弱の用語の整理のための関係

法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを御説明を申し上げます。

精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律が平成10年9月28日付をもって公布され、精神薄弱者福祉法、障害者基本法など32の法律において使用されている「精神薄弱」の用語について、平成11年4月1日より「知的障害」と改められることとなりましたので、本市の条例におきましても、身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に関する条例のほか3条例において使用しております「精神薄弱」の用語を、法律の施行と同時に「知的障害」に改めようとするものでございます。

簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（藪野 勤君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。———北出君。

21番（北出寧啓君） 精神薄弱者から知的障害者、旧来は身体障害者というふうな表現もありますから、こういう形になってきたんだと思いますけれども、一応これは言葉の変更ですので、それに基づいてどのような事態があったのかということ、それがなければ知的障害ということの内容ですね。どういうものを包括するのかという知的障害者の基本的な概念というんですか、そういうものをできたら説明していただきたい。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君）

まず、今回精神薄弱という用語が知的障害という用語に見直されたというその背景でございますけれども、これにつきましては、従来から精神薄弱という用語につきましては、知的な発達に係る障害の状態を的確にあらわしていないといったような議論が実はございました。

そして、この法律が改正されるまでは、大阪府の方におきましても、実際に精神薄弱という言葉はもう扱わないようにしよう、そして法律が精神薄弱という言葉がありますので、その法律用語で使う場合にはそれを使います。ただし、それ以外についてはもう知的障害という言葉でやり

ましようということが以前からありました。

そして、今回はっきりと法律が制定されたという期に、この精神薄弱という用語が知的障害という用語に改正されたというのがこの背景でございます。

それと、2番目の知的障害というのは、要するにお子さんで療育手帳を持っておられる方、そういった方が知的障害という人に当たると、そういうことでございます。

議長（藪野 勤君） 北出君。

21番（北出寧啓君） 答えられなかったらそれで結構ですけども、手帳を発行する場合の判定基準とか、そういうことをわかってる範囲でお示し願えたら。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君）

この知的障害の判定ですけども、これはもちろん大阪府の方のそういった知的障害を判定する機関がございます。そちらの方に申請いたしまして、そして1級、2級とかいう判定を受けるということでございます。

議長（藪野 勤君） 北出君。

21番（北出寧啓君） これ以上論議しても進まないと思いますけれども、精神薄弱と言う場合に、やっぱり1つの差別というか、そういうことがあるかなというふうに受け取ります。

ただ、知的障害者ということに用語変更した場合に、そうしたら我々はどうするのかということも当然出てくると思うんですけども、できたら、そしたら知的障害者はだれが判定するのかというふうなこともございます。その辺の問題は今では明確にならないと思いますけれども、行政も議員もその内容について今後幅広く学んでいかなければならないのかと思います。行政担当者もその辺御注意してやっていただくようお願い申し上げます。

これで終わります。

議長（藪野 勤君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藪野 勤君） 御異議なしと認めます。よって議案第15号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第7、議案第16号 泉南市污水处理施設管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（藪野 勤君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました議案第16号、泉南市污水处理施設管理条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

泉南市污水处理施設管理条例によりまして、本年4月1日よりいずみ台、新家サングリーン污水处理施設が新たに市に移管されることに伴いまして現行条件の一部改正が必要となったため、本条例を提案するものでございます。

改正の内容について御説明を申し上げます。議案書の73ページでございます。

別表第1及び第2の一部変更でございますが、条例第3条及び第4条の規定に基づく施設名称、位置、適用地域の追加でございます。

続きまして、別表第3及び第4の一部変更でございますが、これは条例第9条第1項の規定に基づく使用料の額の設定の追加でございます。いずみ台、新家サングリーンにおきましては、一般住宅で1カ月当たり3,200円、一般住宅以外では1カ月当たり基本料金3,700円、追加料金といたしまして1㎡当たり100円とさせていただいております。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（藪野 勤君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。———小山君。

2番（小山広明君） 団地ごとに污水处理をする

というこの施設が市に移管されるということで、管理がよりきちっとされる体制ができたと思うんですが、こういう処理の方法というのは、これからの時代にとって大変重要な形態であると思いますし、こうして現実的にはここで入居された方がこういう設備費用を負担して家を購入してるわけですから、こういうものを社会資本として十分生かしていくということがまず大事だろうと思います。

そういう点で、泉南市はこれとはまた別に下水道事業という形で今整備をして、これが大変大きな財政的な負担にもなってきたと思うんですが、今後こういう集落ごとの合併処理方式と、旧市街地はなかなかこういうものが市街地独自ではつけられないということで、現在の流域下水道がやられとると思うんですが、こういうところにそういう下水道をばんとつなぎ込んで、恐らく今やっている施設が全部要らなくなっていくやり方ではないかと思うんです。ほかにもいろいろそういう整備をしてほしいところがいっぱいあるわけですから、こういうところはせっかく市に移管して管理していくわけですから十分生かしながら、そしてこういうような——こういうというのは、いわゆる集落ごとに汚水処理施設をつけられないようなスペースのないところについては、今やってるような下水道のあり方をしていかなざるを得ないと思うんですが、やはりこういう点をもっと生かした下水道整備計画というのが僕は必要だと思うんです。ここにすぐまた下水道をつなぐというようなことではなしに、ここを十分に施設整備をしたことを生かした運用が必要だろうと思うんですが、この問題と樽井にある下水処理のそこにつなぎ込む問題とはどのように位置づけて、今後進めていかれるのかをお示しをいただきたいと思います。

それから、ここで戸数はないのですが、この新家サングリーンは新家の上の左と思うんですが、いずみ台というのはちょっと私特定できないんですが、これも新家地域なんでしょうかね。ああ、新家と書いてありますが、サングリーンの上の方の団地のことを言っとるんでしょうか。ちょっとそこだけ示しておいていただきたいと思います。

以上です。

議長（藪野 勤君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 小山議員の御質問のうち、まず2点目のいずみ台はどの辺にあるのかということでございますが、サングリーンと池を挟んだ山手の団地でございます。現在、橋がかかっておるとは思いますが、その向かいの団地でございます。

また、第1点目の公共下水道との関連でございますが、私どもこの処理施設を移管いたしまして、今後より善良な管理を行うわけでございますが、公共下水道が布設されましてそこに接続するまでの間、市で管理するような関係になってございます。

また、大きな下水道の計画等につきましては、私ども所管ではございませんので、申しわけございませんが、御理解いただきますようお願い申し上げます。

〔小山広明君「ご理解というより、そこをちゃんと説明してよ」と呼ぶ

議長（藪野 勤君） 竹中下水道部長。

下水道部長（竹中寿和君） お答えします。

新家地区については、現在流域幹線が通っておりません。一丘団地まで通っております流域幹線の延伸を大阪府に対して今要望している状況でございます。幹線が延伸されますと、そこに先ほど言っているコミプラですか、それをつなぎ込む予定でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） そういうことを聞いとるわけじゃなしに、市民から見ればもう現在、そういう下水処理、いわゆる雑排水も含めて、流しの水とかおふろの水も含めて、し尿も含めて処理してるから、使う分にはもう快適な、ある意味で下水道が整備された生活をしてらっしゃるんですね。それはもう何の不満もないと思うんです、そういう点では。管理が自分たちでしなければならなかったのが、市が責任持ってやってくれるわけですから、その面でもこれから安心できると思うんですね。

この面に、早くほかでもいっぱい引いてほしい

人がおる中で、そこに早くつなぎ込む必要はないと思うんですね。つなぎ込めば現在の施設は全部もう要らなくなるわけでしょう。まだ十分使えるわけでしょう、耐用年数からいっても。そうしたら、そういうところに急いでつなぐという方針じゃなしに、やはりどうしても今の公共下水道でないと処理ができないようなところを整備していく。だから、一丘団地のつなぎ込みはそんなに急がなくても、私は市民の使用からいったら、市が移管を受けて市が管理すれば何にも要らないわけですよ。

だから、そういう点では整備されているところにそんな大きなお金かけてつながなくとも、まだくみ取りしかない、単独浄化槽しかないところというのは、環境面にとっても大変早くやらないと問題ですから、そういうところにこそ整備を急いでいくという、そういう方針ね。

私も今までそういう集落の整備されたところにつなぐ方が普及率が上がっていいんじゃないかと、僕も知らなくてそういう意見を言ったこともあります。しかし、今はそれを反省しとるんですけどね、そんなところに早くつないでも何の意味もないわけですから、そういう点では今の言う山間部の大型団地の下水処理場はもう整備されとるわけですからね。しかも、それは自然の循環的な面からいってもすごくいいわけですよ。

そういうようなことの関係性で、やはりそこに早くつなごうとする今までの姿勢じゃなしに、それはよく考えてやったのかどうか知りませんが、私は余り早くつなぐ必要はないと思うんですね。その設備が十分に役立って使っていくべきだと思うんですよ。でないと、下水道処理のこっちの採算性合わすためには、無理やりぼんとつなげば一挙に普及率が上がるというような、そんな小手先のことでそういうところにつないで、今までくみ取りとか、そういう単独浄化槽しかないところをいつまでもほうっておくような政策というのは、やっぱりバランスを欠くと思うんですね。

そういうことを言ってるわけですから、単に下水道部に言ってもだめだと思うんで、市長とはこの問題をずっと論争してきとるわけですから、そういうようにこれからの公共下水道のつなぎ込む

方針としては、私言ったようなことがいいんじゃないかと、私はそう思うんですよ。市長はどうなんですか、これ。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 本来同じ意見であるべき下水道が、いつも小山議員と全く違うわけでございます。

今のこの2つの団地というのは、法的な位置づけでいいますと浄化槽法の範疇に入る分でございます。ですから、必ずしも基盤がしっかりしているという性質の位置づけではございません。一方、公共下水道については、当然下水道法によりまして高度処理もやっておりますし、一定非常に厳しい水質のもとに放流をしているわけでございます。

それで普及率については、面的整備で我々は従来行いうわゆる特に水洗化できていないくみ取りの部分については一生懸命やっております。もう一方は、先般の一丘団地もそうでございますけども、こういういわゆる浄化槽法の範疇に入るもの、比較的不安定な位置づけにあるものをできるだけ早く公共下水道に取り込んで、そして公共下水道として運用していくということが極めて大切でございますので、片や今回も要望しておりますが、一丘まで来ている流域幹線を新家の踏み切りを越えて延伸をしていただいて、できるだけこのサングリーン、いずみ台、それから楠台、これらの団地の集中浄化槽も公共下水道に取り込むと。それによって、住民の方々も比較的安価で、しかも信頼できる水処理が可能になるということでございますので、できるだけ早く公共下水道につなぎ込むということも極めて大切な事業でございますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（藪野 勤君） 小山君に申し上げます。今提案されております議案16号に対しての的確なる質疑じゃなくて、下水道全般にわたることでございますので、その点御注意をお願いしたいと思います。小山君。

2番（小山広明君） そういうことではないと思うんですね。これは市が移管を受ければ、その後、下水道をそこへすぐつなぎ込むということであれば、私はそれはちょっと矛盾だと思うんですよ。

市長も言われる、早く下水道整備をしてほしい

という市民が待つとるわけですから、どこに優先順位を置いていくか。現在、もう下水道整備がされておるところに無理やりにつなぎ込むことはないわけで、市長が言う浄化槽法の中で不安定な基盤にあるということで、市がそのことを責任持って引き受けるわけですから、市民は何ら不安を持たないわけですね。しかも、その下水道整備については、市民は家の購入のときに一定の負担をしておるわけですから、それはやっぱり一たん負担したものは、それを長く使うというのは、社会基盤整備の上からいっても無駄のない整備だと思っておりますよ。

だから、急ぐべきは今でもそういう下水道整備がされてないところを優先をして、幸い市民みずからの負担で下水道整備をしてきたところについては、市が移管を受けて安定をした処理をしていくと、そういうことが大事だということを言っておりますよ。

だから、待ってるところがどっちを優先するかということを私は質問しとるわけですから、市長は今の答弁からいえば、早くそういうところにつなぎ込んで、それは当然普及率は上がりますよ。そうでしょう。一丘をつないで一挙に上がったわけでしょう。しかし、一丘の人たちは自分らの入る家賃も含めて、そういう設備は全部負担をして入っていらっしゃるわけですからね。そういう点では、そういう設備は十分に長持ちをして使っていくということが、社会基盤の負担の問題からいってやっぱり有効性ありますよ。これは全部入れかえるわけでしょう、ある意味で。

そういうことを言つとるわけですから、この論争は僕はそう矛盾はしてないし、私の1つの言い方は、一定僕は説得力もあると思うんで、市長、一緒であるというはずはないわけで、いろんな形での汚水処理のやり方があるわけですからね。しかし、いかに一日も早くそういうものを進めていくのにどうしたらいいか、財政面も含めて議論しとるわけですから、下水道そのものを私は否定したような議論をしたことはないですよ。ただ、手法については、今現在でも泉南市は小型の合併処理浄化槽の方式も入れとるし、これから大型団地が入れる場合にはコミブラの浄化槽を設置させる

だろうし、そういういろんな特徴を組み合わせながら、一日も早くやはり整備をしていくということが僕は大事だと思いますよ。そういうふうに意見を言つときます。

〔成田政彦君「議長、議事進行」と呼ぶ〕
議長（藪野 勤君） 成田君。

14番（成田政彦君） 小山さんの質問で、先ほど家賃の中に下水料金が含まれとるというのは、これは正確ではありませんので、我々は共益費として払つとるんで、家賃の中にはそういう下水は一切——今は水道と一緒になつとるんですが、それは正確に言うてもらわんと、市の負担を僕らは家賃の中で一切負担してませんので、その点ちょっと正確に小山さん、ちょっと議長から。

議長（藪野 勤君） ただいまの小山議員の質疑の中で、正確でないという表現がございますので、それについては正確に小山君の方でひとつ発言をお願いします。小山君。

2番（小山広明君） 公団が家を建てる場合に、家を建てると同時にその設備である下水道整備もしていくわけですね。そういうものを原価として家賃が設定されると思うんですよ。どっかからだれかが出してくれるわけじゃないんだから。

それと、下水道料金を払つてるといのは、それは直接的な処理費用は払ってますよ。しかし、そういう団地を1つ建てる場合には、すべての造成費用から大きな都市基盤整備から全部それで要ったものを1つの根拠として家賃が決まると、そういう1つの一般論を言つとるわけやから、何も間違つてないと思いますよ。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） ここにこの設立の認可がなされた告示年月日が51年、52年とそれぞれ書かれてるんですが、実際供用はそれから少しおくれて五十四、五年と、こういうように思うんですが、いずれにしてもこのプラントは20年を経過している。浄化槽法に基づく施設ですから、非常に公共下水道の関連のプラントのようにしっかりした基盤のものではありません。市長も言われましたように、非常に不安定要素が多い。ですから、住民の皆さんもその不安定要素の多いプラントを早く十分に管理をし、そして問題が起きたと

きには市が対応してくれるように引き取りを長年の運動の中で実現をさしてきたと、こういう経過がある。まさに市民の要望に基づいて、この引き取りはなされたものだというふうに思うんです。

論議の中にもありましたように、流域幹線が早く布設をすれば、10年ぐらいのスタンスで布設されれば、それにこしたことはなかったわけですが、非常に金食い虫でもあります公共下水道ですね。そういうむやみやたらに早い期間で布設されるわけではないと、こういうこともあったんだろうと思います。そういうことで住民の選択は、まさに引き取りということで行われた。これは、市としては良好な住民の生活を保障し、住民の要望にこたえてプラントを維持していくために、1つは英断をもって臨まれた施策だろうというふうに思います。

ただ、一戸当たりの戸数料金が非常に高いように思うんですが、例えば公共下水道が引かれた場合に、それとの関係でいけば、今、上水の関係で計算をされているわけですが、今平均、下水の料金算定は大体どのくらいになっているのか、それとの兼ね合いでこの料金はどうなのか、その辺1点だけ質問をしておきたい。

議長（藪野 勤君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 和気議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、公共下水道の場合の使用料金との比較はどうかという御質問でございますが、私ども現在公共下水道料金表をちょっと手元に持っておりますので、詳細まではお答えできないわけですが、何分この3,200円につきましては、一般的な家庭での公共下水道料金よりも若干上回っていると私認識いたしてございます。

それで、この3,200円になった根拠でございますが、概算でございますが、まずこれらの処理場の維持管理費を私どもで積算いたしまして、それから各戸数で案分したと言いましょうか、そのような計算のもと3,200円を設定させていただいてございます。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） 最後にいたします。当然

この額、少し私も高いように思って質問したんですが、ただ住民の皆さんとの間の合意、これは十分得ておられる、こういうふうに向っていいんでしょうか。

議長（藪野 勤君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 汚水処理施設の市へ移管する場合の問題点といたしましては、まず汚水処理施設の用地の件が第1の問題点になってございます。それと、第2点目といたしましては、各団地の住民総意で決定していただくということが第2番目の課題であろうかと、このように考えてございます。

今回御提案申し上げておりますいづみ台並びにサングリーンともに、住民総意でこの金額につきましても合意をいただいて御提案させていただいている次第でございますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

以上でございます。

〔和気 豊君「結構です」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 嶋本君。

26番（嶋本五男君） 私もちっとお聞きしたいことがあるんですけども、今回サングリーンと汚水処理を引き取るわけなんですけども、3,200円。そして、ダイケンの方は2,500円。そして、みずほ団地はたしかもっと高かったように思うんですね。それぞれ住民がその当時に管理費としてお支払いになっておった金額がそのままここに出てくるというふうに理解しておったんですけども、そうであるのかないのか、それをお聞きしたい。

それと、今回はサングリーンといづみ台を引き取るわけなんですけれども、先ほど和気議員が言うたように一定の運動がありまして、その中で泉南市が一定の基準に達したものについては引き取ると、こういうふうになっておったはずなんですけれども、このいづみ台もその当時に相当金額の改善費が必要であると、このようにたしか指摘を受けてたはずなんですけれども、一体どの程度の金額がその改善費に要ったのか。

これは大体市が表にして試算を出してるはずなんですよね。うちの団地なんかやったら約1億円です。柴田団地の場合はね。それで、6,000万

であるとか7,000円万であるとか、ダイケンについては何千万であるとか、全部出てるはずなんですわ。それは泉南市が調査をして試算してるわけなんですけれども、ここについては一体どの程度のお金が要ったのか。これは恐らく住民負担か業者負担か知りませんが、どちらかが負担せなしたら、一定のレベルまで改善しなければ引き取らないと、こういうことになってるはずなんですけれども、その改善の数値が現在はやや下がってあるのか、当時のことを思えばね。どうなってるのか、その点ちょっとわかればお答え願いたいと思います。

議長（藪野 勤君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 嶋本議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、市で初めて移管いたしました砂川台につきましては、1カ月2,500円になってございます。2回のみずほタウンにつきましては、1カ月6,000円になってございます。今回御提案申し上げますのは3,200円でございます、自治会で管理をいたしておったときよりも約400円程度上昇してございます。

それと、いずみ台並びにサングリーンの引き取りに関しての改修費の件でございますが、私ちょっと改修費の資料を手持ちでないんで詳しいことまではちょっと説明できかねるんですが、当然第三者機関によりまして改修計画を出さしてございます。それに基づきまして各団地の汚水管理組合と私ども清掃課の専門職員とで協議いたしまして、市の思うような改修ができ上がったということでございます、記憶でございますが、約3,000万ぐらいだと思っております。その程度で御理解いただきたいと思います。

議長（藪野 勤君） 嶋本君。

26番（嶋本五男君） 今言われたよう非常に管理費にばらつきがあるんですね。片や六千何ぼ、それで2,500円、3,200円。これは現在その施設を管理していくために必要な経費と、このように理解はしておるんですけども、これからいろんな施設を引き取っていくときに非常に金額にばらつきができる。それが全部市に移管をされるということになりますと、やっぱり一定どこかで

整合性を図って、全体的な問題として汚水処理場をトータルしてやっていくような方法を今後考えていかなければ、みずほ団地の人は軒数が少ないということで、一定の処理施設はかなり処理費がかかるというふうに理解はするんですけども、住民側にしてみたら、同じ市に引き取ってもらっても、片や六千何ぼ、片や2,500円、片や3,200円と非常にばらつきが大き過ぎるので、これからのいろんな意味でも引き取っていかないとこころができてくるかと思うんですけども、将来に向かってトータル的に一遍泉南市として一定の——上げるということは非常に難しいと思うんですけどね。2,500円のところを一遍に3,500円に上げるということになると、かなりの抵抗があると思いますけれども、安価で適正な管理ができるように、今後やっぱり市としても考えていかなければならないんじゃないかなというふうに思いますので、今後ひとつ検討課題にさせていただきたいと。

改善費については、また原課でわかればお聞きしますし、それは結構でございます。これからもひとつそういう意味では、こういう処理施設が引き取っていかんなら、どんどん老朽化していつて処理水がよくなるということになるのかと思います。うちのような団地なんかは特に悪いんで、これは改善費にはかなりの金がかかるということで、今一定の会社をお願いはしてますけれども、今後そういうこともあわせて御検討願いたいと思います。

以上です。

議長（藪野 勤君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——
—討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藪野 勤君） 御異議なしと認めます。よって議案第16号は、原案のとおり可とすることに決しました。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ

めこれを延長いたします。

次に、日程第8、議案第17号 泉南市企業誘致促進条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（藪野 勤君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました議案第17号、泉南市企業誘致促進条例の制定について御説明を申し上げます。

議案書75ページでございます。提案理由でございますが、本市の産業振興及び経済の活性化を図り、もって市民福祉の向上に資するため、りんくう南浜、つまりりんくうタウンへの企業立地を促進するため本条例を制定するものでございます。

条例の御説明の前に、事前に正誤表をお配りをさしていただいております。78ページ及び79ページについて訂正がございますので、まことに申しわけございませんが、御確認をお願いをいたしたいというふうに存じます。

まず、第1条の目的でございますけれども、この条例はりんくう南浜に事業場を新設しようとする企業に対して奨励措置を講じ、事業場の誘致を促進させることにより、本市の産業振興及び経済活性化を図り、もって市民福祉の向上に資することにございます。

第2条でございますけれども、本条例における用語の定義を規定しております。

次に、奨励措置の内容は、りんくう南浜に新たに用地を取得して事業場を新設する企業に対して、第4条のとおり奨励金を交付するものでございます。その奨励金の額は、第5条のとおり1交付年度につき、新規に取得した土地に課される固定資産税及び都市計画税の合計額に相当する額に2分の1を乗じた額を限度といたします。

そして、奨励金の交付の期間は、第6条のとおり用地取得契約締結日前に事業場が泉南市内に所在する企業には5年度、市外の場合は4年度とし、各年度ごと交付をいたします。

交付に当たりましては、第8条のとおり用地の所有権を得た日から3年が経過するまでの操業開

始かつ操業開始日から7年の操業継続を義務として遵守をしていただきます。

なお、第9条では交付決定を受けた企業あるいは交付された企業が遵守義務に反した場合や不正行為が判明したとき、交付の取り消しや交付済みの奨励金を返還していただくことなどについて規定をしております。

次に、附則でございます。この条例は、平成11年4月1日から施行するものでございますが、附則第2項で昭和38年制定の泉南市工場設置奨励条例の廃止を規定いたしました。これは制定後相当な年数が経過し、内容的に現状に適用しなくなっていることから、この際廃止をいたすものでございます。

さらに、附則第3項及び第4項でございますが、これらは本条例施行の際の経過措置として規定をいたしましたものでございます。内容は、本条例施行時において、既にりんくう南浜に立地をし、かつ操業を開始している企業にも奨励金を交付するものでございます。ただし、その金額は市外からの立地企業につきましては、取得した土地に課される固定資産税及び都市計画税の合計額に相当する額に4分の1を乗じた額とし、また奨励金を交付する期間につきましては、市内、市外からの立地を問わず、第6条に規定する本来の交付期間から既に経過した年度を差し引いた残年度とするという読みかえを規定したものでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（藪野 勤君） 午後5時まで休憩いたします。

午後4時32分 休憩

午後5時18分 再開

議長（藪野 勤君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。——林君。

22番（林 治君） 私はこの議案を見せていただいて、この議案の中にあります附則のまず1、泉南市の工場設置奨励条例の廃止、市長、これは泉南にとっては私は天下の悪法だと、こう思って

ましたから、これは廃止されて当然だと。今までずっと実際には使っていなかった。それは、かつてこのことが大問題になったんですよ。それで使えなくなったわけですが、やっぱりこういうものはきちっと処理するという点については、これは当然のことだというふうに思っています。そのことをまず表明しておきたいと思うんです。

それで、今回企業誘致促進条例ということですが、いわゆるりんくうタウンに企業立地を促進するというので、大阪府の行う今回の建設費や研究開発費の補助ですね。大阪府の誘致促進策、これに呼応した格好で市も固定資産税の減免をやるということなんですが、私はまずここに企業立地が進まない理由について、当局はどういうふうに考えておられるのか。まず、そのことを先にお聞きしましょうか。

議長（藪野 勤君） 樋口参与。

市長公室参与（樋口順康君） 林議員のお尋ねの件について御答弁申し上げます。

かつて、大阪府は平成9年でしたか、りんくうタウンの工場用地ゾーンへの進出ニーズ調査をいたしまして、その中でも一応潜在的には進出を検討したい、あるいは関心があるような答えをいただいておりますけれども、その中でもやはり価格面の話、それからあと初期投資軽減策、この辺がなかったらなかなか進出できないというようなお答えもありました。また、本市と商工会で組織します地域産業活性化連絡会、この連絡会の中でもそのような意見もございました。

最近では、平成10年度になりまして、府のりんくうタウンというんですか、当該担当の課が市内企業80社を回った中でも、価格面の話あるいは資金手当の面で、進出したいけどもなかなか困難であると、このような意見もございまして、やはり一番原因は価格面、それと初期投資を軽減する何か融資とか補助金とか、そういうものが一番大きな原因であろうかと思っております。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 林君。

22番（林 治君） その80社云々の資料なんかも、本来であればちょっと説明資料として事前に配っていただけたらというふうには思うんで

す。

今そういうふうなことを言われたんですが、そういうことだけが理由で企業立地が進んでいないというふうに思うんですか。そう思っているんですか。私はそう思ってないんですがね。まだほかにも理由がないのかどうかということをお尋ねしておきますが、同時に、今市内の生産業というのは、非常に疲弊して大変な事態にあると。これは既に我が党の議員団からも、一般質問等でもそういうお話をしましたので繰り返しません、それと地元の商売人さんですね。商店の皆さんも今大変ですよ。

9年度決算で見ると、いわゆる税の納入が府下で最低。これは市政上の問題もあるでしょうが、同時に泉南の市内の——これは一般的にあるんですが、特に問題点は行政の側にも私はあると思うんですけれども、税金がなかなか納められないでいる人たちもそれなりにおられるわけですね。今の徴収率の低いという問題、泉南市は70%台で、大阪府下のほかの都市は全部90%台だと。特別な困難な事態を持っているわけですが、それほど市内の企業は、大変な事態にあるんですよ。その中でりんくうタウンだけ税を減免すると。私はこれ自身おかしな問題だなというふうにも思うんですよ。そういうことについて、どういふふうにお考えなのか。

それから、もう一つは、関西国際空港でのエアラインですね、いわゆる航空事業者、これへの減免制度を国の方で勝手にやりましたね。たしか平成5年からですか、立法化されて、それから實際上、泉南では空港管制との関係で6年、7年くらいからですか、いわゆる課税について減額がありましたね。現在、これについて一定これまで要望して修正させてきているわけですが、たしか11年度もこの課税について減免されてると思うんですよ。全部で4億7,000万くらいですか、まだこれが続いていると。12年度からは、たしか一定これがなくなるというふうに思うんですけれど、ちょっとその数字もできたら一緒に上げてほしいんですが、こういうことについて、市としてはそれは受けられないと、ぐあい悪いというふうにも国にも今、たしか向井市長になってから私がおのこ

とを提起して、あなたもそれで他の佐野や田尻の首長とも協議して国へそのことを迫って、やめさせてきたはずなんですよ。完全にやめてませんけども。

だから、そういうこととも兼ね合いからいっても、ここでりんくうタウンに減免制度をまたつくるといのは、これはおかしいんですよ、これ自身の考え方としては。私はそう思うんです。そういった点含めてどうでしょうか。

議長（藪野 勤君） 中村空対室長。

市長公室参事兼空港対策室長（中村正明君） 私の方から最初の方の問題についてお答え申し上げたいと思います。

その前に御質問の中に税の減免という言葉がございましたが、これはあくまで奨励金の支払い、支出ということでございまして、直接税とは関係はございません。

なぜ、りんくうへの企業立地を誘致するののかという問いでございました。りんくうタウンへの企業立地を促進することは、これはひいては税収あるいは雇用の面で市に大きな波及効果があると、そう確信いたしております。

ただ、短期的に見ますと、新規にりんくうタウンに取得された土地に課税される固定資産税と都市計画税に相当する額の2分の1を奨励金としてお支払いするというものですから、差し引きいたしますと税の効果というのは若干薄れるということもございます。しかし、やがて数年後から企業から定期的、安定的に税収が確保されますし、従業員の方々が本市へ居住されれば、その面での効果もあると思います。また、雇用の面では、当初から大きな期待ができるのではないかと。

そういうことで、いずれにしましても企業立地の効果ということは、大きなところがあると考えております。それを考えますと、短期的な支出というのは、これはやむを得ないと考えているところでございます。

議長（藪野 勤君） 樋口参与。

市長公室参与（樋口順康君） 林議員の再度の御質問で、企業立地の進まない理由、価格、初期投資の軽減策以外に何か理由はないのかという話でございますけども、これは全国的な話でございま

すけども、業界全体このような不景気でございまして、投資意欲の低下、これが大きな影響を与えていることは事実でございます。

あともう1点、りんくうタウン独自で申しますと、区画面積が現在非常に大きいということもございまして。

そういうことでございます。

議長（藪野 勤君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） 関西国際空港の税法上の特別軽減でございますけれども、議員御指摘のとおり、平成7年からそういう特別制度の施行がありまして、現在10年まで、アバウトですけども、18億円程度の特別軽減措置を行っているところでございます。これは関空本来のいわゆる関空株式会社の方と施行令によります航空運輸、いわゆる日航とか格納庫等のいわゆる航空運送業者に対する特別軽減、これで総計いたしますと18億円程度ということでございます。

議長（藪野 勤君） 林君。

22番（林 治君） それじゃ、市長も含めてそういう今の答弁でいいんですね。そういうふうに思ってるんですね。なければいいです、次私質問しますから。

企業の立地が進まない理由の中には、思い出して——市長はよく知ってるはずですよ。市長が助役のときに、吉川さんという助役さんがこられましたね、府から。ちょっと今年か忘れたんですが、6年か7年か、その9月の第3回の定例会で私質問したときに、その時点ではあなたはそれは知ってたんですけども、吉川助役は知らなかったけども、担当が吉川助役やったということで、吉川助役は答えられなかったんですよ、本会議場で。その年の8月に、当時6月議会時点で14の企業がもう仮契約に近い状況で話し合ってきたところが、9月のたしかあれは30日ぐらいですけども、その時点でレンタルニッケンともう1社でしたか、実際上はレンタルニッケン1社だけでしたか、ということで契約ができてなかったと。

そのときに、8月にいろいろ議論したときにいろんな理由が出たんですね。各社から、進出を具体的にやろうというた企業から、いろんな理由が出てたんですよ。そのときには今のようない

もちろん不況の色は出てきてたとしても、これ以外にも大きな理由もあったんですよ。それは市長思い出したでしょう、どういう理由か。そうやなかったですか。今言うた理由以外の理由もあったでしょう。だから市長、今なずいているから知ってはると思うんで、知ってるんやったら市長の方から答えてくださいよ。そうでしょう。それが1件です。

それから、先に空対室長からいわゆる固定資産税の減免と違うような、これは確かに奨励金として交付するんですから、あなたが担当の職員としてそういうふうに応えられることについては、これはそうかもしれませんが、しかしかつての今度廃止する条例だって全部奨励金ですけども、今回のもまたそうですが、全部やっぱり固定資産税を實際上減免するんだというふうにとらえてるんです。私一人とらえてるんじゃないんです。

例えばことしの2月23日の日経新聞も、泉南市内の工場団地に今度進出している企業に対しては、大阪府の制度に乗って市も固定資産税を実質的に軽減する予定だというふうにして、新聞等もそういうふうに進出の内容を見てるんです。また、実際内容も読めばそうなってるんですよ。

だから、余り言葉の語呂で、私はここで話しやすいように言ってるんですから、これはそのことの断りは断りとして、企業誘致をするために実際上の税相当額を奨励金として交付するというわけですから、税の減免になるんだと。これは恐らく泉南市民、商工業者、みんなそう思いますよ、これは。だから、そういうわかりやすい議論を私はした方がいいと。条例の内容としてはそうなってるということは、それは当然のことですから、それで結構ですけども、かつてもそうでありました。

そういう点で、いわゆる企業がここに進出しない理由の問題と、それからやっぱり何と言っても市内の商工業者、商店、皆さん大変苦しんでるときに、一方りんくうタウンだけ税の減免をする、實際上奨励金という格好で出すと。こんな制度をつくるというのは、これはやっぱりどうしても実際的に気分にも感情にも合わない、私はそう思いますよ。その点どうでしょうか。

それから、空港島の先ほどこれまでに約18億

減免してきてるという問題について、市長もかつて政府の方に、それは市の権限を侵すものだというところで行ったはずですから、こういうことはよくないんだということで行ったはずなんですから、簡単な言い方ですけども、さんざん議論しましたからね、私このことについて。あなたも泉南の市長として行ってくるといって行ったんですから、そういうことから見て、やっぱり泉南市内の企業の問題を考えて、例えば泉南市の市内の企業が行くのと、それからよそから来るのとありますけども、市内の企業の方があそこへ進出を仮にしたとしても、税制上、いわゆる税収の面では、こっちへ建物を置いといたらそのまま税金がかかるかどうか知らんけども、その辺との関係がありますから、あそこへ行って特別にふえるわけではないわけですよ、企業としては。そうでしょう、いわゆる環境改善で行くということですから。問題は、私はさきの進出しなかった理由の幾つかをきちっとすべきだと思うんですよ。どうですか。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まず、比較的初期の段階で進出を検討されたところがいろいろ企業局に対してお話をされた中身においては、先ほど樋口がお答えしたものの以外では、1つはアクセスですね。特に道路アクセスといいますか、当時はまだ完全にでき上がっていなかった部分もございましたし、また周回道路等これもでき上がっておりませんでして、やはりそういうひとつの都市基盤の整備が未整備であるということが大きな1つの理由であったかというふうになっております。

それから、もちろん値段、当時からも値段がございました。現在においては、やはり一番のネックというのは値段ではなからうかなと。その後、内陸部もそういう地価が下がってまいりましたし、りんくうは現在ではそのままと。今回、一部値下げも検討していただいておりますけれども、その部分が一番のネックではないかなというふうに思います。

それから、税制上の関係では、特に私になりましてから、2期の方のいろんな軽減策が運輸省で検討されまして、これも極めて一方的な話であったわけでございますけれども、2市1町の市長、

町長が相そろって、運輸省、それから自治省の方にも参りまして、相当拒否といいますが、改善をさせたことがございます。

これは2期対応というのが主な趣旨でございましたけれども、1期についてはそれ以前に、これはまさに一方的に軽減措置がされたという経過がございます。ただ、年度的に見ますと、ぼちぼち復元のときになってきているというふうに思いますので、ある程度そういう形での一定の経過措置が切れる時期に至ってきているというふうには考えております。

今回のりんくうへの場合は、特に市内企業にとりましては、内陸部の住工混在の解消という環境改善というのが大きなりんくうの埋め立ての1つの目的でございますので、それを助長させるという意味もでございます。当然、市内の企業がりんくうへ移りますと新しい土地を取得されるわけでありますから、2分の1しばらく減免するとしても固定資産税の増収になると。もとの土地を転売すれば、当然次の買われた方が税をお支払いになられるということでありますから、プラスになるのは間違いのないことではございますが、要は市内の企業の皆さんにもできるだけ移転をしていただいて、そして内陸部はいろいろ泉南市の場合は準工地域が多いものですから、こういう周辺の住民との関係で申しますと、なかなか問題もあるわけでございますので、そういう住工解消が図れば非常にありがたいというふうに思いますし、またりんくうの活性化にもつながるといふふうに考えているところでございます。

議長（藪野 勤君） 林君。

22番（林 治君） 市内企業を何かえらい気軽に市長、してくれるんやったら早くからできますよ。

私はまず最初の、なぜ立地、いわゆる進出しないかと。14社が一番最後まで残って進出のために努力した企業なんですよ。それらの企業の中の一番のネックが、例えば今市長が言うたようにアクセス、特に都市基盤の整備だと言いましたけれども、例えば信濃線ですよ。これとのつながりもまだ何もないやないかと。当初の約束と、りんくうタウンができたならどういふふうになるかという、

ちょっと私、本を間違っって持ってきたのであれですが、そういう図面がありましたね。いわゆる都市計画図というか、これができたらどうなるかということを書いた図面が。その中に入ったその図面で示したそういう都市基盤整備ができていない、進出してもいわゆる市の本体とのつながりができておらないと。あの当時はもう既に今あるものがそれなりにできてたんですよ。だから、そういうことが1つ大きなネックになっていることが1点、当時としてはあった。

しかし、あれからまた不況で、今新たに進出するような企業の望み、例えばまず市内でいうどんな企業が移転してほしいと市長は思ってるのかわかりませんが、どんな企業が移転してほしいと思ってるんですか。そして、どんな企業が実際移転できるというんでしょうかね。それを具体的に何を考えておられるんですか。今の泉南のこの不況の中で、泉南の市内から向こうへ行く、そんな元気のある企業そんなたくさんありますか、實際上、どうなんですか。

それから、もう1つ、空港島の減免の問題で、私は第2期対応だと。私は第2期問題が起こってそのことを市長に要求したんですよ。そして、第1期の分も含めて減免措置を撤回するように国に要請すべきだと言ったけれど、これが結局できなかって、第2期についてはそういう減免をなくすということになったんですけども、最近第2期の空港の形態とかその中身とかいうものが出てきまして、見てみると、第2期の埋め立てでできる泉南市域に、おそらく泉南市域だろうと思うところに、日航だとか全日空だとか、そういうものの施設が張りつくような状況はほとんど見られませんね。

だから、市長せっかく行ってきてくれたけども、第2期ではほとんど税の減免があったとしても、私は余り少ないんじゃないかなと。むしろ第1期こそ、今18億も減免してる分がなかった泉南市に入っていると財政的にもっと潤っていると、今現実にはね。そう思うんですよ。そのこともあわせて市長言われたんで言うておきます。努力されたことについては結構ですけども。

そういう点で、今の企業の問題をどう考えてる

のか。それから都市基盤の整備の問題。私は市長の言うように、もう1つは、一番は価格の問題があったやろうけども、今はもうその価格が安くてもいけるかどうかという問題がありますよ。後の登記のことを考えて事前投資するか。そんな企業があれば別ですけどね。どうですか。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 今回、商工会を中心に市内の商工会員企業について、ヒアリングなり調査をされたというふうに聞いております。その中で先ほど樋口が言いましたけども、土地がもう少し安ければとか、いろんな条件はありますけれども、今のところ、最終はわかりません。進出されるかどうかというのはわかりませんが、数社前向きに検討をされている企業があるというふうにお聞きをいたしております。企業名はちょっとここでは御遠慮させていただきたいというふうに存じますが、そういうふうに乗っております。ですから、まずその部分から何とか糸口をつけていきたいということもございます。

税の問題、確かに2期では、今回我が市に属するであろうと思われるところに建築物というのは非常に少のうございます。一部あるような絵にもなっておりますけれども、それほど大きなボリュームではないというふうに思っております。ただ、2期をすることによりまして、1期の中でまだ空閑地としてある部分ですね、あるいは石油タンクも含めて、これは当然増強されていくというふうに聞いておりますので、その部分は1期島ではありますけれども、施設増強というのは2期に対応した形でなされるという部分もあろうかというふうに存じます。

議長（藪野 勤君） 林君に申し上げます。もう回数を重ねて時間でございますので。林君。

22番（林 治君） 結局は、今いろいろ御答弁いただいたのとおり、いろんな矛盾もあり、しかも固定資産税という問題でいわゆる税という問題とのかかわりですから、市内の企業、それから空港島でそういうふうに来てきた経過、こういうことから今りんくうでこういうことをしてやること自身は矛盾を起こしてますし、それと市長自身も言うてるように、やっぱりりんくうタウン

がべらぼうに高いんですよ。だれが考えても高いんですよ。高いところへいわゆるお役所仕事で、結局そのままひとつも値下げもせずにこれまで来たから、結局、当時進出、少しあったかもわからんものも進出しなかった。

だから、今になって3割ほど値下げするというですけれども、そのぐらいのことでこの不況のときに果たして進出があるかどうかと思いますよ。それでも、とにかく進出しようということで来てくれる企業があれば、それはうれしいですけども、その条件というのは、かつて言うたように信濃線の問題だとか、そういうアクセスの問題が非常に大きな問題としてあったし、それから価格の問題もあったと。もちろん融資とかいろいろあるでしょう。それは実際上の税の減免でもしてもらったら、それはそれにこしたことはありませんよ。そやけど、そのことをこの今の泉南市の財政事情とかいろんなことから含めて考えて、見通しも何もなしに実質税の減免になるようなことを私はやるべきではない。泉南市内の商工業がもっと振興する策こそ、むしろ練るべきではないか。大阪府の責任できちっとそれはやらすべきだと思うんですよ。そうじゃないですか。税の減免なんて、そんなことで、これで実際上なぜ企業が進出しますか。思いませんか。

議長（藪野 勤君） 林君まとめてください。もうよろしいか。

22番（林 治君） いやいや、質問として聞いてるんです。そうじゃないですかと。

議長（藪野 勤君） 回数を重ねておりますので。

22番（林 治君） わかりました。来ると言うんなら、どのぐらの見通しを持って、この税の減免によって企業が進出するんか、具体的にここで何社ぐらい——それは大きな土地面積で1社もありますけども、今進出している企業を1つの単位として考えたら、大体平均的に考えたらあと何社ぐらい進出できるんですか、数でいうてあそこへ。そして、どのくらい進出してくるというふうに思ってるんですか、この税の減免で。私、そんな税の減免で来るとは思いませんよ。

議長（藪野 勤君） 樋口市長公室参与。

市長公室参与（樋口順康君） 林議員のこれから

どういう見通しになるかという話でございますけれども、どのような時期にどのような規模の業種の企業が張りつくかというのを具体的にシミュレーションをするのは非常に難しゅうございます。したがって、今後のりんくうタウンのあのあいてる状態を我々としても何とか本市の経済の振興、雇用の場の確保、それから市内陸部の環境改善、あるいは税源確保という期待感を持ちまして、何とか条例を施行することによって、大阪府の施策とあわせて相乗効果を狙うものでございます。

したがって、幾ら、どのぐらいの金額が税収として入るかというのは、まことに申しわけございませんが、今算出はしておりません。しかしながら、この条例を施行することによって、我々としては確実にふえていくものと思っております。そういうことで、どうぞ御理解のほどをよろしくお願いいたします。

議長（藪野 勤君） 最後にしてください。

22番（林 治君） 議長、質問の趣旨と違うことを答弁されたら、それはぐあい悪いですよ。今進出している企業が大体平均——今實際上6社ですか。6社トータルで、足して6で割ったら大体1社の企業規模というのは、いわゆる面積規模というのは大体出てるでしょう。そうしたら、大体全部で勘定してみたら何社ぐらいになるかと、一般的に言うて、それをちょっと聞いたんです。それを全然答弁せえへんから、違うことを答弁してるから。税収が何ぼになるかといっことも聞いてないです。

議長（藪野 勤君） 樋口市長公室参与。

市長公室参与（樋口順康君） 失礼しました。今現在、分譲で張りついております企業の平均が7,000平米でございますので、残の予定面積が35.5ヘクタールとしますと、それを7,000で割りますと大体50社ということになっていこうかと思えます。

〔林 治君「どの程度入ってくるのかと聞いてる。議長、最後まで答弁して。質問は限ってるんですよ。税金を聞いてるのと違うで。税金みたいなん聞いてない。議長ちょっと」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 林君。

22番（林 治君） いろいろわからんこともあるでしょう。わかってるかもわからんから、先ほど市長が言うたでしょう。地元の商工業者80社ほど寄っているいろいろ意見を聞いたら、数社ですか、そういう希望があるらしいと、名前は言えんけど。市内の企業で数社あって名前言えんというのはあれですけども、私はオープンで議論してもらいたい。例えばそういう商工会の方で調査された資料があれば、僕は冒頭に言いましたけども、皆さんに披瀝していただくとかいうことも含めて、そして議論ができるようにして、私はすべきだと思うんですよ、この議案も。

そういうことも含めて、そういうことも考えておるから、例えば今平均的に言うたら1社大体面積このぐらいで来るということから、全体の面積でやったら今50社ぐらい来れるなど。ある程度アウトラインというんですか、1つ見えてくると。そのうち数社ですから、五、六社というから1割そこそこが今やったら市内から移るかもわからないと市長は思っているという、今市長が思っていることはその程度。

ほかに市外からも企業進出について、その後大阪府がこれを発表してもう大分になりますからね。2月の4日に府のこのことが読売新聞に出ますから、その後の経過からいうて、大阪府の方からこういう進出が問い合わせ来たりしてきてると。この間の空港委員会では、まだ大阪府の方に問い合わせしてないということですけども、きょうは大阪府の幹部職員も来たらしいですし、こういうことについても、どういうふうに大阪府のこの施策の発表後来ているかということは、きょうこの時点で大阪府に問い合わせしてなかったら、会議とめてでも一遍聞いてください、こんな大事な問題なんやから。それを報告してください。今ごろ聞いてなかったらあかねで。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 先ほど申し上げた市内企業というのは、今ちょうどサザンスタジアムの南側に一部地元企業が入ってますね。あのゾーンを1つのモデルとして、今回1つ設定をしているということでございます。ですから、地元企業はそんな大きな分譲面積というのはなかなか難しいとい

うふうに思いますので、できるだけ地元合うような形での分譲面積をひとつ考えてくれということ企業局にも申し上げております。

その他については、もちろん市外の企業もということでございますけども、以前も何社がありましたけども、要は進出してくる企業は、今例えば大阪府内ですといろいろあるわけですね。例えばりんくう、それから和泉のテクノステージあるいは南港とか、そういうところとやはりいろんな価格面とか条件面で比較をされているというふうに聞いております。そういう面で、特にりんくうは価格の面でも、あるいは距離的な面、あるいはいろんな融資制度においても、今まではなかなか、例えば今の申し上げたところよりは、条件は必ずしもよくないということもございまして、なかなか決定まで至っておらないというふうに聞いております。

したがって、今回大阪府は値段を下げる、あるいはいろんな初期投資の支援策、あるいは融資策を盛り込むと。市は市でこういう一部奨励金で優遇するというので、府市相まってそういう施策を展開することによって、今後そういう他市地区との競争なり何なりに勝ち抜いていかなければいけないということがございますので、今回府市合わせまして1つの施策として提案をしているものでございます。

議長（藪野 勤君） 樋口市長公室参与。

市長公室参与（樋口順康君） 新聞発表は、最近2月でしたか、正式に記者発表の中でこのような施策をとるということで大阪府の方は発表されました。それ以降数社から問い合わせがあるとは聞いております。泉南市でも先ほど市長が申しましたように、その辺の条件面によっては、進出意向があるということは聞いております。そういうことでございます。

〔林 治君「議長、ちゃんともっと大阪府の話を答弁さしてくださいよ」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） もう林君の時間は十分に発言を重ねております。議事進行がございましてので……

〔林 治君「何でやねん。質問したらええやん、議長。ちゃんと答弁さしなさいよ。適当

な答弁はぐあい悪いやないですか」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 時間がたっております。あとの皆様方の質疑もございまして……。〔林 治君「いや、わかってますよ」と呼ぶ〕林君。

22番（林 治君）でもね、今の大阪府の方でちゃんと——そしたら議長、ちゃんと答弁をさしてくださいよ。大阪府の方からちゃんとそういう報告を聞いてるんですか、正式に数社というのは、正式に聞いてるんですか、ちゃんと。

議長（藪野 勤君） 遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） 新聞等でいろいろ載りました関係で、いろんな企業から、先ほど御答弁申し上げましたように数社問い合わせがあるということで、大阪府の企業局から私どもは聞いております。

ただ、本件につきましてはいろんな制度でございますので、府議会が最近終わったところでございますが、正式に大阪府の方もそういう分譲価格の値下げ、あるいは建設補助といったことが正式にもう決定をしておりますので、これからそういうことも含めて、私どもの今御審議いただいております企業誘致条例ということもあわせて、企業に対して誘致活動といいますが、これをやっていくということでございます。

議長（藪野 勤君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 簡単に四、五、五、五、五をいたしたいと思いますが、今のような高度な議論はよういたしません。ただ、これからの制度実施でございますから、これから十分な施策が行われると思うんです。

ただ、私、単純にといいいますか、平凡に考えまして、少しどうかという点がございまして。それは先ほども議論ありましたように、この制度適用がりんくうタウンの地域内に限られると。この理由、目的についてはよくわかっておりますけれども、市というのはこの泉南市全体含めても50平方キロメートルくらいの広さでございまして、その中にりんくうタウン以外に最近では企業の不振により、あるいは企業の廃業によって、その跡地にまた新しい企業が来るという可能性もございまして。

私ところの下にも日生が持ってるわけでありま

すが、約3万坪、坪数にしてありますね。そこ等にもいろいろ計画があるようでございますけれども、そういう場合、りんくうタウンということだけに限定をしますと、少し問題があるのではないかなというふうに思うんですが、ここらあたりはなぜ適用範囲に入らないのか。それはりんくうタウン外やということなら、これは別ですけども、もう少しここらあたりの配慮があって、私はしかるべきではなからうかなというような思いを持っております。

それから、問題は空港本島の関係ですけども、これもりんくうタウンではないと思うんですが、既に泉南市域の空港島の中には外食産業等が進出をしてますね。これからも恐らく空地については、何らかの企業が空港島内に進出するかもわからない。そういう場合の税の適用は、一体どうなるのか。誘致条例とのかかわりあい、将来どうなるのか。これが1点です。

それと、もう1つは、2000年の4月から御存じのように介護保険法の適用がございまして、一般質問でも申し上げましたように、介護を専門にする企業等の進出もあろうと。そういう意味では別にりんくうに限らなくても、介護に立地のいい泉南の中心的な空き地に来るかもわからない。

そういうことをいろいろ考えれば、もう少し適用範囲について考えられなかったのかどうかですね。そこらあたりを含めて、まず御答弁をいただきたいというふうに思います。

議長（藪野 勤君） 中村空港対策室長。

市長公室参事兼空港対策室長（中村正明君） 今、なぜりんくうタウンだけで内陸部には適用しないのかという御質問がございました。

実は平成2年でしたか、第3次総合計画にその点の工業のビジョンが位置づけられております。まず、地場産業については、協同化、協業化体制の整備、情報機能の充実などを支援し、地場産業の経営基盤の強化や構造改善を図る、さらに空港インパクトを活用することにより、地場産業の事業転換を誘導するとしておりまして、新規工業については、りんくうタウンを初めとした産業用地の整備を進め、空港関連産業、先端産業などの誘致を推進するとしております。さらに、過日

決定されました都市計画マスタープラン、ここにもりんくうタウンへの企業立地を進めるということが記されております。

つまり、泉南市の産業用地はりんくうタウン、あるいは内陸部においても産業用地を今後検討するというところでございましたから、特定の例えば工場が空き地になったからそこへ工場を誘致するというのをいたしますと、今までの住工混在が引き続きそれが進んでいくということにもつながります。今後の産業振興策は、基本的にはりんくうタウンで内陸部の住工混在の解消を図っていくということに今回も重きを置き、企業誘致促進条例を御提案させていただいたわけでございます。

議長（藪野 勤君） 樋口市長公室参与。

市長公室参与（樋口順康君） 済みません。ちょっと若干答弁漏れがございました。島原議員の空港本島への適用はどうするのかという話でございますけども、今回はりんくうタウンのみの適用としております。そういうことで空港本島への適用はいたしません。

それから、2000年4月以降の介護保険とかその辺をにらんだ産業の立地の場合はどうするかということですが、現時点では大阪府がつくります分譲要綱に沿った企業を想定しておりまして、この辺で2000年以降を目指した介護保険の業種というのは、今のところは想定はしておりません。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 問題は、この条例の趣旨そのものは、住工混在の解消のためという基本的な理念もあるわけですけども、一面、税の控除という原点に返れば、本来税は公正でなくてはなりません。りんくうタウンに来るところだけがそういう恩恵を受けて、本当に住宅の真ん中にいるんなものが来る、工場が来るとかというようなことではなしに、今申し上げましたように、例えば今まで地場産業として大きな土地を擁しておったけれども、企業が倒産して、またそこに何らの生産工場が来るという場合も可能性があるんですね。そういう場合は何もそういう控除的な税金の控除をやらないというようなことでは、ちょっと不公

正な面が出てくるのではないかなというように思います。

何もりんくうタウンに限らず、泉南市の中に工場が来ていいところと悪いところ、あるいは住宅地域と工業地域と準工業地域とはちゃんと分けてるわけですから、それはそれなりの恩恵という面あるいは融資という面からすれば、僕はもっと幅を広げて、何もりんくうタウンに限らず、本来そういう税の公正な適用範囲も広げて拡大をしていくべきではないかなというように思っています。いやいや、それはあくまでもりんくうタウンということですから、それを曲げてまで、私が言ったからといって修正することはないと思うんですが、一般的に考えて、そういうせっかく来てもらいながら、片一方では恩恵がある、片一方では何も恩恵、特典がないというふうなことになるはしないかなという考えもするわけです。

そうなりますと、結局りんくうタウンだけに企業来なさいと。ほかのところは、例えば今御答弁がありましたように、地場産業として——今泉南市の地場産業はどんなものが地場産業が、僕もちょっとわかりませんけれども、教えてください。昔でありますと繊維産業であった。繊維産業が地場産業だと。今ほとんど繊維産業というのはありません。家内工業的になってしまってるんです。ですから、何百人も何千人も使っているという繊維産業は、恐らく泉南市域にはないと思います。

したがって、そういう工場の跡地に対して来られる企業に対しても、若干の配慮は加えてあげないと問題ではなからうかなという思いをするわけで、今後そういう地場産業という定義ですね。それから、企業誘致という定義は、泉南市の考え方、目標というのは、あくまでもりんくうタウン一本ということの形になるのかどうか、そのことも含めて御答弁をいただきたい。

それと、もう1点、この税金の中には、ここにも書いてありますように、これは私は稲留さんが市長をしている時分にも大分議論したんですけども、目的税というものと固定資産税が——住民税とかそんなんは別ですよ。形にあるのは、やっぱり目的税と固定資産税と。だから、ここには固定資産税と目的税に相当する額を減免すると、こう

あるわけでありましたが、本来目的税というのは目的を持った税金でありますから、これはやっぱり例えば道路とか河川とか、あるいは下水とか、そういうようなものに一定限られてると思うんですが、直接の税を減免するというではないけども、間接的にもこの目的税とか固定資産税を半分減免するというはどうかというふうな考え方も持つわけでありましたが、それは税法上の関係からいって、そういう表現でよろしいのかどうか、そこらあたりの解釈を御答弁いただきたい。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 1点目、私の方からお答え申し上げます。

島原議員言われますように、我々検討する中で、果たしてりんくうだけでいいのかという議論はいたしました。内陸部の工場進出の場合はどうかということも検討いたしましたけれども、御承知のように泉南市の内陸部の用途地域といいますのは、工業系ですと準工業地域ですね。工業地域はございません。旧来、その用途を決めた以前に工場があったところが非常に多いものですから、用途不適合、今の法でいくと立地できないというようなところもございます。そして、比較的周りが住宅地になっておるといふ現状のところ非常に多いものですから、果たしてせっかく、例えばどこかへ、りんくうへ移転して、その跡にまた工場、同じようなといいますか、新用途になるにしてもそこに立地するということについては、またせっかく用途純化ということをして1つの目標に掲げている中では、非常にしんどい話だなというのがございました。

そういう関係で、いわゆる内陸部については、特にこの適用を見合わすと。一般的な対応をお願いするというふうにしたところでございまして、そのかわりりんくうへ行っていただく分については、内陸部の住工混在の解消という1つの役割もございまして、今回奨励金を支給させていただきますということもあわせて考えたわけでございまして、一応御指摘の点は十分内部的には検討いたしました。

議長（藪野 勤君） 市道課税課長。

総務部課税課長（市道登美雄君） 私の方からは、

目的税すなわち都市計画税でございますけれども、この部分に関します減免ということについて御答弁申し上げます。

税の減免というものでございますけれども、これは一般的に基準が示されております。

そのうち、まず1つが天災——震災、風水害、火災等でございますけれども、そういう被害によりまして担税力がなくなったと。それがまず1点でございます。

それから、2点目といたしまして、貧困により生活のため公費の扶助を受ける者ということで、それがまず2点目。

それから、3点目といたしまして、抽象的ではございますけれども、その他特別の事情がある者というふうに規定されております。そして、その解釈でございますけれども、社会通念上課税することが不合理と考えられるような場合に、条例におきまして減免を行うことが妥当と解される事情がある者を言うとしてされております。

また、ここで言うところの特別の事情というところでございますけれども、これは公益上の必要があると認められる者も含まれると解されておきまして、その判断については、税負担の公平の観点から見て減免を行うことが相当であるとする程度の公共性を有するものに限るべきであるとされております。

したがって、今回の場合でございますけれども、それらのものには該当はしないということで税の減免は困難であるということで、我々課税部門といたしましては、内部の詰めの中でその意見を申し上げました。したがって、減免では行えないということで奨励策ということになったと。ただ、その奨励策の中身を論じるに当たりまして、どの程度の額が妥当であるのかということについては、固定資産税及び都市計画税、その2分の1ということで議論が成り立ったということでございます。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 島原君。

17番（島原正嗣君） これですら3回目ですから、至って気も弱いし、礼儀を重んじる方でございますからやめになります、とりあえず申し上げます。

おきたいことは一応申し上げます。

要望でございますが、今課税課長も御答弁ございました。市長もございました。親切丁寧な御答弁をいただいておりますが、ただ、そういう減免措置とかそのような措置をとっていただくならば、私としてももっと拡大をしていただいて、将来全市域に例えば工場を新規誘致するということになるならば、それはそれなりに臨機応変に対応していただきたいなというふうに思います。そのことも決して私は雇用の促進につながるのではなくて、雇用の促進に十分こたえられるような企業であれば、これはもうきちっと対処してあげていただきたいなと思うんです。

それと、もう1つは、今課長御答弁いただいたんですが、表現がたまたま固定資産税あるいは都市計画税の2分の1、そういうものを奨励金としてお出しをすると、こういうことになってますから、それならそのように何らかのもっと目的があって、単刀直入に奨励金なら奨励金という方がいいのではないかと。積算の基準としてはそういうことに一応なつたでしょうけども、もっとそこあたりの表現をうまく使えないものだろうか。市民感情からすれば、工場が来たときは2分の1の減税ですなというふうな感覚しか残りません。

それと、もう1つ、こんな夢みたいな話ですけども、その企業やあるいは工場等のそういう優遇だけではなしに、今後泉南市に住みたいと、一生住んでほしいと、向井市長のもとで人生をささげてみたいという御家庭がありまして、新しいマンションなりあるいは1軒の建て売り住宅でも、きょうび1,000万円以下の住宅はないと思いますが、例えば5,000万以上については、市長のような豪邸に住めば別ですけども、1億、2億もするようなそういう家を買えば、それはもう泉南市としては一定の税金を減免するというふうな方法も私は1つの方法論ではないかなと、このように思いますので、私の夢みたいな愚かな意見ですけれども、議長も市長もちょっと胸に置いておいてください。

終わります。ありがとう。

議長（藪野 勤君） 角谷君。

19番（角谷英男君） この泉南市の企業誘致促

進条例、もうお聞きしましたが、前面になって答えておられるのが空対室なんですね。大事なことは、この条例をつくって後、条例をつくっただけでいいのか。大事なことは、泉南市も商工課というのがあるわけですから、それを受けて具体的に行動しなければ何にもならないんですね、これは。確かに、条例をつくったことはオープンにされますよ。それを見て、あ、少しは減免か、こういう優遇条例に乗って企業は来るかもわからない。しかし、この不景気な中で具体的な行動をしなきゃだめなんですよ。

そういう意味では、これを受けて、これは商工課になると思いますが、具体的な案を考えておられるのかどうか。前にも私何かの機会にプロジェクト、キャラバン隊でもつくって、そういう誘致運動をしなければいけない時代が来てるんじゃないかという提案もいたしました、今考えておられることをお答え願いたい。

議長（藪野 勤君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 条例が施行されるとなりますと、角谷議員御指摘のとおり、商工課が所管となりましてこれから実施するわけですが、今後のPR等についてどのようにするのかという御質問であったと思いますが、現時点では商工会と地域産業活性化についての協議会も継続して開いてございます。その中でも十分私もより説明をいたしまして、市内の商工会の会員の皆様方には浸透を図っていただきたいと、このように考えてございます。

また、市外企業等につきましては、大阪府の企業局とも連携を図りながらPRに努めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 角谷君。

19番（角谷英男君） 市内においては商工会と活性化協議会を持つということですが、その協議会はいつも聞いておるんですよ。しかし、現実に具体的にどう行っていくのか、何も見えてこない。市内の企業に対してPRすると。現状は非常に難しいと思うんですよ、現状はね。

問題は市外業者になると思います。市外業者については、企業局と協議をしながらと。協議ばか

りなんですね。実際どうなんですか。この泉南行政内において、役所内において、そういうようなキャラバン隊とかプロジェクトチームとか、具体的な行動計画とか、例えば企業のリストアップとか、大阪商工会議所に問い合わせるとか、誘致を働きかけるとか、具体的に外に出られたことあるんですか。行動されたことありますか。そして、行動計画はありますか。具体的におっしゃっていただきたい。

それと、もう1点、聞きましたけど、今の商工課は現実に何を、どんな仕事をしてるんですか、おっしゃってください。

議長（藪野 勤君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 角谷議員の再度の御質問でございますが、現在まで具体的なPRはどのようにしたのかという御質問でございます。現在のところは、いわゆる市内企業のりんくうタウンへの進出の関心度の調査等を行ってきたところでございまして、先ほど御指摘いただきました大阪の商工会議所等への問い合わせ等については、行っておらないところでございます。

また、今後どのような計画を持っておるのかという御質問でございますが、これらにつきましては、今後市内でプロジェクトチームでまた検討して具体的に移っていききたいと、このように考えております。

それと、現商工課での仕事の内容でございますが……（角谷英男君「もう結構ですわ」と呼ぶ）。

議長（藪野 勤君） 角谷君。

19番（角谷英男君） 最後に市長、要は今私が聞いた範囲では、ほとんど行動計画はないわけですね。せっかくこれをつくって、生かさなきゃだめなんですね。同時に泉南市の将来を考えたら、りんくうタウンからの税収というのは絶対大事なんです。

そういう意味では、せっかくこれをつくったんですから、要は市長のリーダーシップのもとに、そういうキャラバン隊とかいろんなものの具体的な計画を立てて、商工課というのがあるわけですから、より活性化さしていかなきゃいけないというふうに思いますが、最後にお答え願いたい。

議長（藪野 勤君） 遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） 市長にということですが、その以前にちょっと府とのセールスの状況等のお話がございましたので申し上げておきます。私の知る限りということでお断りしておきますが、市外の企業、大阪商工会議所等のお話もございましたけども、当然そういうところには企業へのリサーチをかけておりますし、例えば民間の企業の調査機関、この辺に対するアンケートを数千社やって、その中からりんくうタウンに立地が期待できるであろうというところで全国的にもリサーチをかけ、反応があったところには、事実電話なり直接行くなりしてセールスをやっていたというふうに記憶をしております。

それは大阪府の企業局の話ですけれども、それとあわせて、地元の銀行の不動産部あるいは不動産業者等々にも出かけて、それについては私どもの方も一緒に行ってお話を聞くということもさせていただいておりますし、商工課の中で、先ほどアンケート調査もございましたけれども、そこで一定希望があるというところには一緒に出かけて行ったというふうなことで協力もさせていただいております。

ただ、基本的にはりんくうタウンの企業誘致ということですから、やっぱり大阪府の企業局が主体的にやるということが原則であろうと、それを側面から地元として協力をしていってるものでございます。

それから、先ほどもおっしゃられました。先ほど大阪府も分譲価格の値下げ、あるいは建設に対する補助もやっておるわけですから、私どもも企業誘致条例という形で奨励金の御審議をいただいておりますが、それが御了解賜れば、おっしゃるようなチームも組んで、あくまで主体は企業局だということと、我々が手伝うと、商工会も手伝っていただきながら、実際にキャラバン隊という名前になるかどうかはわかりませんが、調査ではなくて、実際に企業のところに足を運んでいろいろ御意見を伺いながら、企業立地を1件でも進めていくと。せっかくこういう条例について検討しておるわけですから、その実績をぜひ上げたいというふうに思っております。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 今まではどちらかといいますと、企業局、それから財団法人りんくうセンター、それと私どもの空対という形で動いておったんですが、今後はこういう奨励条例を設置いたしますと、今度は実務として、当然市民生活部の商工課の方で主体にやっていただかなければいけないというふうに思っておりますので、私の方で指示をいたします。

議長（藪野 勤君） 北出君。

21番（北出寧啓君） 今までの答弁で大体理解させていただいておりますけれども、基本的はさっき遠藤助役が言われたように企業局が主体だと思えます。今度誘致条例ができて商工課が担当するということですが、大阪府企業局と商工課、この関係ですね。指揮系統というか、そういう関係をどのように考えられていらっしゃるのか。

今回、企業誘致促進条例が出ましたけれども、これはりんくうタウン3市が同時に発行しているのか、泉南市単独なものか。そして、大阪府議会で決議された分譲価格の値下げということに連動してこの企業誘致条例が出されたものか、その点をまずお聞きしたいと思います。

議長（藪野 勤君） 樋口市長公室参与。

市長公室参与（樋口順康君） 質問でございますが、ちょっと答弁の方が前後すると思いますが、まず施策なんですけど、りんくうタウンは2市1町にまたがるものなんですけど、今回の措置につきましては、特に泉南市域、南地区について分譲がおくれているということでございまして、今回の場合は泉南市域のみに適用されるものでございます。それで、特に単価につきましては、今の工場団地の特定ゾーンに限って、単価についてはされる。補助金、融資制度については、泉南市域全体ということでございます。

それから、特に企業局との関係でございますけれども、企業局は分譲、我々はその企業が立地することによっての効果をねらうということですから、お互いにこれは連携をとりながらやっていくということでございますので、早々に4月1日以降に分譲要綱も策定すると聞いておりますので、それらを十分見ながら連携をとってやりたいと、この

ように思っております。

議長（藪野 勤君） 北出君。

21番（北出寧啓君） 実際には、分譲価格の値下げをしましても、大阪府全域の土地価格の下落傾向等を見ましてもまだまだ高いというふうに考えますので、実際これが運用できるのか。ということは、つまりこの企業誘致条例が実際どれだけ現実的に効果を持ってるのか、その辺の判断はいかがなんでしょうか。

議長（藪野 勤君） 樋口市長公室参与。

市長公室参与（樋口順康君） かつて北地区の商業地域の方でも、一定分譲価格の値下げをされたことがあります。それは約3割程度だったと思います。こういうことで市価の内陸部と比較しますと、りんくうタウンというのはかなり高いわけですが、我々としては、分譲価格についてはある程度その辺を目安に値下げされるものと思っております。しかし、これは専門家の意見を聞きながら今後検討していくということですから、4月早々になりますと、具体の単価が提示されるということなんです。

それと、あわせまして補助金とか融資制度、これも充実なってきたっておりますので、それらと絡めますとかなり分譲の促進にはなると、このように思っております。

議長（藪野 勤君） 北出君。

21番（北出寧啓君） 北海道とか東北なんかの埋め立てに関する分譲住宅価格なんていうのは、数万円ですよ。一けた違うわけですよ。この辺、企業局が全国云々というのはどういうことなのか、ちょっとよくわからないんですけども、その辺できたら遠藤助役に説明していただきたいんですけども、余り質問はあれですけども、端的に最後に質問だけ、実際問題、今企業局が主体ですよ、企業局が分譲しているわけですから。そこが一生懸命ともかくやらなきゃならないわけですから、どこまで泉南市が責任あるかといったら、かなり違うと思います。

だから、その辺を含めて、今言ったような時点で、簡単に今後の展望、具体的にどうするのかと。やれる範囲は限られていると思います、泉南市の場合はね。ほとんど企業局が動かなきゃならない。

しかし、その中で100分の1でも泉南市としてはどういう対処を具体的にするのかということ。いつ聞いても協議します、協議しますみたいな話になりますので、その辺明確に言える範囲で最後お答えいただきたいと、それだけお願いいたします。

議長（藪野 勤君） 遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） 確かに厳しい経済環境の中で単に土地を安くしたからすぐ来るかという時代ではないということは、認識をいたしております。ただ、それがネックになってるのも1つの事実でございますので、先ほどもお答えをいたしましたけれども、私どものできるということとすれば、企業局のそういう主体的な取り組みに対して、私どもも地元として、先ほど市長からも指示をするというふうなお話がありましたけれども、実際に調査や何とかじゃなくて、実際に企業と会ってそういう交渉をやりと、そういうぐらいの気持ちで何とかこのゾーンについては成功させていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

〔北出寧啓君「最後に一言だけ」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 北出君。

21番（北出寧啓君） だから、今遠藤助役がおっしゃられたように限界があると。100分の1以下のことだと思いますけれども、具体的に企業と直接交渉すると、そういうことを具体的に一步一步やっていただきたい。それで終わりにさせていただきます。

議長（藪野 勤君） 巴里君。

25番（巴里英一君） 今出された条例なんですが、実は市税の収支が厳しいということは、私たちはもう周知のことですけれども、この条例の最たる目的がいわゆるりんくうタウンに進出を促すということは、これはもう言わずもがなの話だと思いますが、これと同時に、10条において38年になされた泉南市の工場設置奨励条例というのがあります。

この文を読みますと、市長が議会の議決を経て必要と認めた者は奨励金を交付するという、いわゆる内容的には同じような形で現在までこれが執行の基本的なものとしてなされてるんですね。こ

の点について、これが廃止されることによって、市内業者である業界といいますか、工場とかが増築及び新増築をされる場合は、今後は廃止されますからもう一切適用されないということになるのかということと、それに対して何らかの方策は考えておられるのかということなんですね。

この中の10条の3で、第1条の目的に寄与すると認められるものについては、第1項の規定にかかわらず当該企業を対象企業とみなしてこの条例の規定を適用するというのは、ちょっと僕は全部読み切っていないかなと思うんで、そこところはちょっと理解、どうなのかなということなんですね。

その点、大きくは2点と——実は申し上げますと、あるかなりの大きい企業の方、繊維企業なんですけど、この方から3週間——1カ月たっていないですかね、ぐらい前に相談を受けて、もう市外へ移転をしたいと、何とかどうですかということで、実はあるところの方を紹介いたしました。かなり寄与しているんだけど、公害の問題とか、後から出てきた問題で——後から出てきたということと悪いですね。後ほど住宅が建設されてやかましいとか、そういう騒音でかなり規制をかけられてきたんで、実はいろいろ金かかると。それなら今優遇のあるところに行ったらどうかという相談があって、実はいろいろと相談を今している最中なんです。そう言わんとというのが私の基本的な考えなんですけど、そういう問題が片一方にあるということも含めて、そういう意味での泉南市としての対応策は、これ以外に持ち得る考えがあるのかどうかということをお答え願えればと思います。

議長（藪野 勤君） 中村空港対策室長。

市長公室参事兼空港対策室長（中村正明君） お答えいたします。

まず、現行の条例はまだ存在しているわけです。泉南市工場設置奨励条例について申しますと、これは昭和38年の4月に制定されました。内容は、一番最初、昭和32年、泉南町が誕生した翌年です。そのときに制定された条例を全文改正されたのがこの昭和38年で、それから数えましても既に36年経過いたしております、包含する問題点も少なくございません。例えば、対象は物品の

製造加工の工場に限られること、それらについて新設または既設工場の増築、拡張の場合に適用ということで、その規模が全く明らかにされていないという問題点もございます。さらに、奨励金については、市長が議会の議決を得て定めるということで、その額算定の根拠が全くこれも不明でございます。

このようにいろいろ問題点がございます。それに加えまして、先ほどからも御答弁申し上げておりますように、本市は都市計画区域上、準工業地域が多く、工場、住宅が混在しております。それで、その環境を改善するためにりんくうタウンがつくられたと。りんくうタウンは、空港の支援、補完と内陸部の住工混在の環境の改善という大きな目的がございますので、今回はそういう趣旨にものっとった形でりんくうタウンでのみ適用するという企業誘致促進条例とさしていただいたわけでございます。

そういうことで、内陸部の工場等が廃業した場合のそういう救済はないのかということでございますが、今回はその点御理解いただきたいと存じます。

議長（藪野 勤君） 巴里君。

25番（巴里英一君） 御理解というよりも、今まで増設して頑張ろうかなという——かなり大きくなったんですね、その工場が。それで、それなりのきちっとしたこういう施策が行われてきたと私は思います。そういう意味では、工場を拡大していこうかという意欲をそく可能性はあるんじゃないかなというふうに感じるんですね。

それで、りんくうタウンと今中村さんはおっしゃいましたが、そこへ行くには、先ほどから論議ありましたけども、いわゆる坪単価が非常に高い。幾ら下げても平米単価が15万以下にならないと思いますね。そうすると、工場1つ移動すれば最低1,500平米以上が大体かかるみたいです。その移転費から何からかけて、なかなかりんくうタウンへということにはなりにくいという厳しい条件があるということで、そういう先ほど申し上げた問題が出てきて、実は御承知かどうかわかりませんが、市長ですからもう御承知だと思いますけど、実は沖縄県の振興策の中で、石川市に優遇

税制でかなりの形で政府資金が投入されて振興していくということになってますし、そこにも非常に興味を示されてるという面もあります。あるいは、隣の和歌山県の方にもという考え方もあります。そういう意味では工場の増設どころじゃなしに、むしろ工場を移転さすんだったら、単価の低い、何といいますが、製品とのいわゆる単価比較ですね、製造単価、それを経費から比べて、果たしてそこへ出ていくような企業があるのかなと思ったら、なかなかしんどいかなというふうになると思うんですね。

その点、この緩和措置としての方向を何らかの形で一定の期間として考えられないものかなというふうに思って質問をいたしておるわけで、決してこれをそのまま残せとか、残すとか、38年のものがすぐわれないんだったら、今おっしゃてることと中身は大きく変わらない。すぐわれないと言ったたら、この条例のどこかにそのことを挿入すればいいんであってね、中村さん。すぐわれない、合わないというなら、現在に合わせて挿入すればいいんであって、しかし、その方向としては、緩和措置が何かの形が1つは考えられないかなというふうに思ってるわけで、その点はもう考えられないということなのかどうかというふうにお答えいただければ。考えられるか、考えられないかということなんですが、結論は。

議長（藪野 勤君） 中村空港対策室長。

市長公室参事兼空港対策室長（中村正明君） 泉南市工場設置奨励条例が昭和38年に制定されて、その後現在までの間適用は1件だけでございます。それが条例を制定されてすぐ直近に阪東調帯ゴム株式会社、現在のバンドー化学でございまして、そこが合成樹脂工場を建設するというところで、その当時議会にお諮りさせていただいております。ただ、当時議事録は要点だけのものがございますので、私どもいろいろ探しましたが、金額もちょっとわからないということで、今まで1社だけが適用になっております。

そういうことで、今回いろいろプロジェクトチームをつくりまして昨年10月から議論した中で、当然内陸部の工業振興ということも議論してまいりましたが、長期的にはやはり市内内陸部の工業

については、りんくうタウンへぜひ移っていただきたいということで、結果として今回はりんくうタウンだけの適用ということでやらしていただきました。そういう中で、現行の工場設置奨励条例を廃止という結論を出しましたので、その点御理解をお願いしたいと思います。

議長（藪野 勤君） 樋口市長公室参与。

市長公室参与（樋口順康君） 巴里議員の内陸部の産業のことでございますが、我々もこのりんくうタウンの条例を施行するに当たりまして、内陸部のことについても念頭に置いたわけです。先般、行政改革の大綱、11年度実施するものの中で中小企業産業振興ビジョンと、こういうものを策定するというのもございまして、それらもあわせて内陸部の企業に対する新たなビジョンづくり、そういうものと今回の条例、そのようなものを総合しまして産業の振興を図っていきたくて、このように思っております。

議長（藪野 勤君） 巴里君。

25番（巴里英一君） 私は何もりんくうタウンのこの奨励金制度をどうの、悪いということ言うてるんじゃないんですよ。38年に制定されたと何回も中村さんが答えられてますが、これは読めばわかることであって、施行規則の中にも、その1の中にずっと工場、土地、建物、機械工具等を設備しというふうにいるいろいろ書かれてます。

1件だけだったと。1件だけだったからやめるんだとか、やめないんだとかいうふうになんか表現としては聞こえてるんで、そうじゃなしに、このことが本来的な役割を果たさなかったからやめるんだということなのかどうか、ちょっと僕は理解できにくいんですよ、この廃止という意味については。

ならば、このことが工場を設営あるいは設置する、建築するとき、その工場主といいますが、この方々が知らなかったということにもなり得るんですかね。これは建築基準法で実は届け出たら、当然それは工場だからこういう制度がありますということで、いわゆる関係課がきちんと説明しなかったということにも聞こえるんですけども、そうではないんですか。どんどん工場が建ってますからね、法的に基づいた工場はあると思うんです

よ。阪東調帯がそうだったとかいうことではなしに、他の地場産業であるところが、私知ってる限りここ10年、15年の間にかなり建ってるところもあります。増築もされてます。そういう意味では、今おっしゃってることが、いわゆる市民の中にとりか、工場主、企業を起こす人の中には認知されていないというか、知らなかったという結果、申請しなかったということにもなるんですよ。そういうふうには私を感じるんですけど、その点はそうではないということでは理解してよろしいですかね。

議長（藪野 勤君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 巴里議員の質問のうち、従来ありました振興条例につきまして、先ほど来施行後1件だけの申請があったという答弁を申し上げておりますが、それからなかった理由はいかがなものかという質問でございます。現実の話としまして、市のPR不足も若干あったのかもわかりませんが、結果的には今までその阪東調帯1社だけで、実際この条例を生かし切れなかったというのも現実の問題ではなからうかと考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 巴里君。

〔「1社だけやない」の声あり〕

25番（巴里英一君） 1社だけやないという声も聞こえてますけども（発言する者あり）。

議長（藪野 勤君） お静かに願います。余分な発言をしないように。

25番（巴里英一君） そういう意味で、逆にこの条例がもう通れば、もうこのあと残された期間というのはわずか2週間ぐらいですか。約2週間ぐらいですね。これは期間が決められてないのかな。期間が直ちにとりか、これはいつ幾日までということではないみたいな感じなんで、それは遡及、いわゆるさかのぼって、例えば1年前に増改築されてるところについてはこうですよということが——建築基準に合致している分ね——ですよということの一定の配慮というものではないものですかね、この条例に基づく問題については、そういうことはできないんですかね。それができれば、なおかつ周知徹底されて、新しい条

例についてはこういうことですよということで、きちんとそういう工場主といいますか、事業主に対してできると思うんですけどね。

もしできるならそういう形をしていただければ、私はありがたいかなと。それなりにその方にも僕は説得——2件ほどあるんですが、説得をしようかなというふうに私も思ってるんですが。余り質疑が長くなりますと、議長の目を見とったら眠たそうですから。

議長（藪野 勤君） 中村空港対策室長。

市長公室参事兼空港対策室長（中村正明君） ちょっと御質問に正しくお答えできるかどうか、実はこの企業誘致促進条例の附則の中で、この条例は平成11年4月1日から施行すると、同時に工場設置奨励条例は廃止するというところをここでたっておりますので、4月1日になれば、当然工場設置奨励条例は旧条例になるわけですけども、その条例の暫定的な経過措置として施行できないのかということ、これはちょっと全くできないと、難しいと考えざるを得ません。

議長（藪野 勤君） 巴里君。

25番（巴里英一君） 10条の3——僕はちょっと聞いてなかったんで答えていただいたかなと思うんですが、第1条の目的に寄与する云々で、当該対象企業と見なすというこのところを答えていただいたんか、ちょっと私が失念してるかもわかりませんので、失念やったら悪いと思いますので。

事実上、これももうこういう解釈でいいですか。もう簡単でいいですけども、この条例は38年4月1日に施行されたけども、1件だと。泉南市のこの条例については、そう大きく皆さん方に寄与していないと。だからもうこれをつくったんだから、この条例は別にりんくうタウンへ出てくれたらいいですよないかと。これについては余り効果がないというか、先ほどの話を聞いたら効果がないように聞こえるんで、そういう理解でもいいですか。効果ないから、同時にイコールもうこれは廃止するという理解でいいですか。

議長（藪野 勤君） 中村空港対策室長。

市長公室参事兼空港対策室長（中村正明君） お答えいたします。

旧という表現は悪いんですけども、泉南市工場設置奨励条例については一定の役割は終わったと、そう結論づけて、今回新たにりんくうタウンへの企業立地を促進するという考えで御提案申し上げてるところでございます。

それと、附則の第3項のところを御質問されたと思うんですけども、これは経過措置ということでございます。今回の条例はあくまで4月1日から施行するものでございますから、既設立地するところはこの経過措置を入れないと全く適用にならない、したがって先に立たないところは損だというようなことになってはだめだと。基本的にはあくまで今後立地する企業について、奨励金あるいは府であれば分譲価格を下げるとかいろいろ優遇策があるにもかかわらず、既に今まで先進的な企業が立地されて、高い分譲価格、あるいはいろいろな融資制度もないという中で、市にとって税収とか雇用で貢献されているところを何も無いというのは、これは忍びないというような、ちょっと表現は悪いんですけども、そういうことがございまして、議論の中で、一応経過措置として既設立地についても奨励金を出しましょうということで、附則の第3項、第4項にその中身をあらわしてあるものでございます。ただし、既に過ぎ去った年度については、それは本来の奨励金を交付する期間から差し引きますので、その点は新規企業と比べまして若干の差を設けたということでございます。議長（藪野 勤君） 巴里君。

25番（巴里英一君） 大体わかりました。これは先ほど言うたように、簡単に言えば、古くなってもう大して役に立たないから、もうこの際のことや、廃止しようという論旨だと思うんです。

この附則その3については、先に進出している企業に後からの企業と余り差があってはならないから、それについては対応しようという理解でいいんだと。それも年限が5年さかのぼってとか、2年さかのぼってじゃなしに、当年度ですか、基本的には、当該年度、10年度ですか。当該年度から入るのか、11年度から入るのか、ちょっと理解は余りわかりませんが、11年度から対応しようという理解でいいんですね。そういう理解でよければ、もううなづいてくれて結構

です。以上で終わりますので。

議長（藪野 勤君） 中村空港対策室長。

市長公室参事兼空港対策室長（中村正明君） できるだけ簡単に御答弁申し上げます。

確かに既設立地の企業には、平成11年度から奨励金を交付します、各年度ごとに。ただし、その年度は丸々新規企業と同じように、例えば4年出します、あるいは5年間出しますじゃなくて、既に何年か経過しておりますので、本年の4月1日までの年度は引いた残りの年度だけ新年度から出しますと、そういう解釈でございます。

〔巴里英一君「議長、了解しました」と呼ぶ〕議長（藪野 勤君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———小山君。

2番（小山広明君） 大変熱心な質疑の後で討論をさせていただきたいと思いますが、この17号議案には反対の立場で討論をさせていただきたいと思います。

本来的にこのりんくうタウンの埋め立ては、埋め立ててはならない海域を埋めたわけでありまして、それはどうしても空港をつくりますと空港の支援基地として必要だと。それだけでは大変環境問題から説得力がないということで、この内陸部の住宅と工場が混在していることの環境問題を解消するという事で埋められたわけでありまして。それでも環境庁からいろんな意見があって、当初の計画からはかなり縮小された計画になったわけでありまして。

この内陸部の住宅と工場を混在したものを1カ所に集めてやるということで、トータル的には泉南市の環境問題はそのことで大きな変化がないということが大きな説得力であったわけでありまして、御存じのように全くそのような企業はほとんど行っておらないというのが現状であります。

市民の土地とも言うべきこの海岸線を埋め立てたわけでありましてけれども、坪当たり70万というようなことが言われたりして、私もちょっと計算したわけでありましてけれども、空港島を例えば500ヘクタールで5,000億円としても、平米当たり10万円という計算になるわけでありまして。

そういうことからいっても、このりんくうタウンの坪単価というのは大変高いということで、この計算根拠が明らかにされておられないわけでありませぬけれども、そういうところにも不明な点があります。

こういう埋めてはならない海を埋めたわけありますから、このことを反省とするならば、この土地はやはり公共的な用地として将来の人々にも供用していただく、工場は建てないというようなことが私は大事なのではないかと思います。幸い今ほとんどの工場が埋められておられないわけありますから、環境問題はこれから21世紀の大変重要な課題であります。そういう点でこの地域を環境問題を本当に地球レベルで解決していくための研究機関、そういうエリアにして、泉南市全体が環境問題についてきちっと研究をし、実践をしていく、そういうまちづくりのためにこのりんくうタウンを使うという、こういう発想で私は考えるべきだろうと思います。

今回の固定資産税や都市計画税の半分を奨励金という形で出して企業を誘致しようとする姿勢は、全く私は理解できませんし、このことで最も条件の悪い、行くところのない企業がどんどん入ってきて、泉南市ののど口といいますが、目の先に工場が建つ。また、最近いろんな問題になっております産業廃棄物なんか来る可能性も十分あります。この条例では、企業の性質については全くうたっておられない。来る企業に対してはそういう奨励をするということでは、当初の海を埋め立てたことからいえば全く変わった形になっておるわけありますから、もう一度原点に立って、埋めてはならない土地を埋めたんだと、そういうことに立つならば、この土地の使い道はおのずからはっきりしてくると思うわけあります。先ほど言ったような環境問題を解決するそういうエリアとしてこの場所を位置づける、そのように進めるべきだと私は思います。

そういう意味でこのような工場を誘致するという、こういう発想につながるこの条例の提案には反対をしたいと思います。

議長（藪野 勤君） ほかにありませんか。——林君。

22番（林 治君） 議案17号、泉南市企業誘致促進条例の制定について、反対の立場から討論をいたします。

今日、深刻な不況のもと、りんくうタウンへの進出企業への実質上の固定資産税の減免を行うことは、市内で不況にあえぐ繊維産業を初め、中小商工業者、商店等との関係でも全く不平等な税制を市民に押しつけるものとなります。

既に質疑の中でも明らかなように、奨励金という税の減免制度をもって、りんくうタウンへの企業進出が進むのではないことは明らかであります。その企業立地の責任は、あくまでも大阪府にあります。本市の産業振興や市の経済の活性化は、政府に消費税の引き下げを図ることを要求するとともに、今日の逆立ちした国の政治を改めさせて、まず景気を図ることあります。

また、本市の繊維産業等の振興策や市発注工事の市内業者への受注率、また受注額の向上を図り、さらに市独自の融資制度の改善、利子補給などを進めるためにも、市商工行政の抜本的強化を図ることが今緊急に必要であります。

今日、市財政が厳しい状況下であり、しかも市税の徴収率が歴年にわたり異常な事態とも言うべきとき、このような制度の実施は市民の大きな不振を新たに招くことになることを指摘して、反対の討論といたします。

議長（藪野 勤君） 以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第17号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藪野 勤君） 起立多数であります。よって議案第17号は、原案のとおり可とすることに決しました。

8時まで休憩いたします。

午後7時6分 休憩

午後8時7分 再開

議長（藪野 勤君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第9、議案第18号 泉南市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議

題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（藪野 勤君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました議案第18号、泉南市火災予防条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

提案理由でございますが、学校教育法等の一部を改正する法律が平成11年4月1日から施行され、この改正により、中高一貫教育を行う中等教育学校が新たな学校種として位置づけられることに伴い、泉南市火災予防条例の一部改正について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案書の83ページをお開き願います。改正の内容といたしましては、別表第1(7)の項中「高等学校」の次に「中等教育学校」が追加規定されるため、改正するものでございます。

なお、施行期日につきましては、平成11年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（藪野 勤君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。———質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決まして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藪野 勤君） 御異議なしと認めます。よって議案第18号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第10、議案第19号 市営住宅家賃支払請求に関する調停の申立てについてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（藪野 勤君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました議案第19号、市営住宅家賃支払請求に関する調停の申立てにつきまして、その概要を御説明申し上げます。

提案理由についてでございますが、泉南市営氏の松、砂原、高岸住宅3団地計65戸のうち62戸の住居者が平成9年9月分以降の家賃を供託し、現在も未収納になっていることから、その当該家賃の支払いを請求するために調停を申し入れるものであり、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものでありまして、御提案を申し上げます。

市営住宅家賃の変更の経緯及び供託についての概要につきましては、議案第19号参考として議案書87ページにお示しをさせていただいております。

甚だ簡単でございますが、どうか御承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（藪野 勤君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。———小山君。

2番（小山広明君） この議案は12月議会に議会で1つの意思表示がされたわけですが、その後この家賃を納入いただくための努力を具体的にどのようにされてきたのかということと、この問題はさきの12月議会でも十分議論いたしましたけれども、いわゆる上林町長から続く稲留市政までは、払い下げをするということを明確に行政の意思として進めてきた業務であります。

その後、平島市政になりまして建てかえということが出された中で、払い下げを決定しております、その意思を示しておる行政としては、当然払い下げをすることが最重要課題であり、任務でありますから、家賃は当然値上げしませんと、そのかわりあなたの方の家になるんだから維持管理はちゃんとやってくださいと、こういうように言ってきたということは全く自然な流れでありますから、今日まで払い下げができずに来た責任は、住民の側には全くないと思うんですね。

それに関して、新公営住宅法も変わって、一応

家賃を上げざるを得ないようになってきたと。行政だけの都合では上げないというわけにはいかないということから、一定の家賃の値上げがなされました。住民も長い期間を、自分らの責任でないけれども、一定理解をして、そういう払い下げはします、その間は家賃を上げませんということがセットでありますから、当然値上げされた家賃を払うにおいては、そこにやっぱりリンクしないということを当然の関心として要求することは当たり前だと思うんですね。泉南市も基本的にはそれは変わっておらなかったと思うんですが、その辺の意思が十分に入居者に伝わらずに、入居者は払わないということはできないわけですから、法的な措置として法務局に供託をしておると、そういう流れだと思うんですね。

そうすると、やはり十分行政が理解を得る努力をして、その間の経過もよく踏まえるならば、少々行政の方にはちょっとそこまでは書けないということがあったにしても、やっぱり入居者の気持ちに配慮して入れてもらうということで処置をすべきだったと、僕はそう考えてるんです。

また、この間の委員会でも、どんな努力をしてきたのかという問いに対しては、通知を送ったというだけで、直接このことで面と向かっているいろいろ交渉した経緯はないということを言われておりますから、それでは余りにも議会の決定を軽んじておるんじゃないかと、そういうように私は思うのですが、そういう点にちょっとお答えをいただきたいと思います。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） まず、昨年の第4回の定例会以来どういうふうな家賃の納入の努力をしたのかということでございますが、我々は公務として公営住宅の管理、運営を行っているわけでございますので、市営住宅の管理条例に基づきまして家賃の請求はいたしております。また、今までの滞納の部分に対しましても、既に催告、勧告、また法的な手続をとるということで文書で送致をいたしておるところでございますので、今後ともいわゆる公務としての住宅家賃の納入の徴収、これは行っていくということでございます。

それから、2点目の払い下げのことについてで

ございますが、これについてはなるほど前市長ですか、払い下げをするというふうに口頭でおっしゃったということは聞いてはおりますが、これにつきましては、私どもは公務を行っているわけでございますから、現在の市長が建てかえを行うというような政治決定をしたということでございますので、これは行政決定であるというふうに考えておりますので、それに従った事務を行っているということでございます。

失礼いたしました。元市長でございました。

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） 詳しく質問したんですが、そういう答弁で大変残念でありますね。やはり十分に市民と単に通知書を送るだけじゃなしに、長い間明らかに行政の方に1つの問題があったわけですから、そのことを十分に踏まえて入居者の皆さんに理解を得て、そして家賃を納入してもらおうというのが基本的な行政の姿勢だろうと私は思います。特に議会の方で合意できなかったわけですから、その辺は議会の審議のこともやっぱり十分酌んでいただいて、やはり入れてもらうという、そういう努力を本当に納得するようにやってもらいたい。単に通知書を送って、行政としてのアリバイだけをやりましたよと、それで入れないのは住民が悪いんだというだけの対応では、これだけの業務じゃなしに、いろんなところで市民の不満なり、市民の思いにもう少し寄り添った行政をしてもらいたい。

この問題は本当にいろんな議論をしてきましたから余り詳しくはしませんけども、やっぱり議事録の中にも、これは1974年12月の議事録でございますが、これは稲留氏が市長になってすぐの議会の議事録ですけども、必ず払い下げいたしますと、こういうことを言って、これは無理のない答弁ですね、その前市長からの引き継ぎですからね。それがあるとき、市長がかわれば全く違うような決定がなされるということでは、市民は安心して市長という人に約束を受けられないわけです。それはやっぱり間違いはだれでもありますけども、間違いがわかったときにはやはり直していくと。市民はずっと市民ですけども、市長はどんどんかわっていきますよ。しかし、やっぱり公務

についている市長であるということには変わりないわけですから、市長としての人格として、やはり市民に約束したことは守っていかないと、解決はつかないだろうと思います。

今ある意味で裁判の問題もありますけども、それはそういう場ではっきりすればいいということですけども、それでは余りにも今の市長が権限を持ち、解決能力も持っておりながら、第三者にゆだねないとこの問題が解決できないとするならば何のための市長かと、私はそう思います。意見を付して、採決の中では表明していきたいと思いません。

議長（藪野 勤君） 成田君。

14番（成田政彦君） 私は、この問題については議会でかなり論議され、もう争点も明確になったと思うんです。だから、元市長の時代に払い下げが明確になっとなって、それが前、現市長になって、それはもうマスタープランということで払い下げしないと、こういう経過なんですけど、私は現在、地方自治というのは住民の福祉という立場でありますので、ここの住んでる住宅の皆さんがどういう気持ちで払い下げを期待して生活の設計まで立てて、一生そのところに住むという立場で、どっちかという生活すべてをかけて、この問題に取り組んでおると思います。

まず、地方自治体の長として、住民福祉の長として、こういう切実な要求を背景にして払い下げの約束を守ってほしいと、これが私は正当な理由だと思います。しかし、市長、あなたはこの間12月議会で否決されて、今議会、これは否決されるかどうかわかりませんわな。今度仮に否決されたら、今後この住宅の家賃問題については、多分市としては打つ手がないと思いますわ、法的にも。そうなると、これは実質2回も議会で否決されるということは、あなた自身の政治姿勢に対する議会としての重大な意味を持った否決だと思いますよ、2回もそういう事態になるということは。

あなたは今後和解するのか、もっとこれを突っ張ってどういう状態に最後はなるか、これはもう明らかになると思うんですけど、その点あなたはこれは何回も否決されても、なおかつ自分の姿勢を貫くと、こういうことですか。自分の正当な理

由であると。ちょっとそれを答えてほしいんですね。もう今度打つ手ないでしょう、あなた。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 今御提案申し上げておりますのは、家賃問題でございます。現に家賃の収入をしていただいているわけでございますから、これはやはり入居者の当然の義務として、その義務を果たしていただかなければいけないということでございます。

12月では残念ながら否決されましたけれども、今回一部修正をいたしまして、まず調停という形で御提案をさせていただいております。

そのほかに打つ手はないのかどうかということでございますが、公営住宅法等の手続きがございます。

議長（藪野 勤君） 成田君。

14番（成田政彦君） これは住宅の人が言われておるように、この家賃問題はまさに払い下げ問題とリンクしておると、これは正當やと思いますわ。これはもう真っ向から市長と住宅の皆さんの意見は、これは払い下げてほしいという要求が正しい限り、これはもうあなたがいつまでもこういう主張をしておったら、これは解決しませんよ。解決しませんよ、あんたがいくら突っ張ったって、どんなに巨大な権力を持っておっても。だから、真剣に住民の皆さんの声に傾けて——いや、和解するとかそういうことをやっぱり考えるべきですよ。違いますか。解決するということ、どうやって解決するんですか。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 私どもは、この家賃問題と例の払い下げ問題というのは一緒にしませんよということを明確に過去から何回も言っているわけでございます。ですから、今もそういう姿勢でございます。

ただ、家賃はいつの時点でどなたがそういうことをおっしゃったかは知りませんが、やっぱり家賃は家賃として払っていただかないといけない。当然改定をやってるわけでありまして、その額でお支払いをしていただかなければいけないということでございます。

それから、払い下げ問題は、我々話し合った中

では、お互いに壁から離れて円満な解決に向かいましょうということをお願いして、我々の方は幾つかの提案もいたしております。私どもはひとつも——少なくとも私になってからは、入居者の皆さんと約束したことについては違反をしておりません。残念ながら、入居者の皆さんはどうしてもとへ返った形の払い下げということで今回提訴されましたから、それはまたそれで裁判所の方で議論があってしかるべき措置がなされるというふうに考えております。

議長（藪野 勤君） 成田君。

14番（成田政彦君） あなたの話を聞いていたら、それはもう全く不毛の論理ですわ、そうだったら。そうでしょう。解決しないですわ、これ。違いますか。

だから、政治論といいますが、そもそも、これはちょっと聞きたいんですけど、昭和61年の測量の中で上林助役は、いわゆる境界明示については、1戸1戸のそういう区画のことはしなかったと、全体の測量だけしたというふうになっただけですけど、この測量委託要項書を見ますと、これは区画求積確定図、こういうことも委託業務に入っているということだから、これは区画ということ、各個人の土地面積をきちとはからなければ——そういうことを意味すると違いますか。上林助役はこう言いましたわ。全体しかはからなかったと、この区画はやらなかったということを確認に言いましたからね。これはどういうふうに説明、上林さん——当時払い下げをするということで、1戸1戸区画を限定してやったと違いますか。あなたはそういうことを言いませんでしたか、あのとき。全体の面積しかはからなかったという答弁を明確にしていますから、その点どうか、ちょっと説明してよ。政治的というなら——政治的というならでせ。これこそ政治的でしょう。

議長（藪野 勤君） 上林助役。
助役（上林郁夫君） 61年の当時、私、総務課長をしておりましたので、その答弁は当然全体の測量もしております。そして、今要するに各区画の測量も、確定のなにも作業を進めておるといふ答弁をしております。全体の測量じゃなしに、それも含めて一応確定の作業を今現在進めておる

という答弁をしてあるはずでございます。よろしくお願いをいたしたいと思います。

議長（藪野 勤君） 成田君。

14番（成田政彦君） だから、あなたの前の答弁は、区画をしないと、個別はやらなかったと、全体だけやったという、答弁をそこではっきり——起こしましょうか。

だから、その時代の市長が払い下げのために1つ1つ区画をしたのは、これははっきりしてますわ。だったら、これはこの前市長も政治的判断をしたと。これは政治的判断をしたんや、払い下げを住民のためにせなあかんと。だから、今の市長も政治的判断をしとるんですわ。そうでしょう。元市長がそういう判断をしたけど、今の市長はそう違いますと、これはマスタープランでいきますと、住民の長年の要望は考えませんと、こういうことでしょう。政治的な判断をしとるんでしょ、これ。違いますか。そう思いませんか。今までそういう流れで来たやつが、払い下げで来たやつがとまったんでしょ、ここで。ちょっと説明しなさいよ。

議長（藪野 勤君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 当然、元市長が払い下げを前提に考えておりました。これは小山議員の先ほどの質問にもおっしゃったとおりでございます。そして、前市長は、これは一定払い下げをやるまいという、これも政治的な判断で意志決定をしておるところでございます。当然現市長、向井市長につきましても、前市長のなにを継承しているということで、向井市長も払い下げはしないという意志決定をしているところでございます。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 成田君。

14番（成田政彦君） だから、払い下げということで区画もちゃんとするというのを、あなたはそれをしなかったということで、あなたはそれを言ったんでしょ、二重地番の解消についても。本来やったら、これは流れに沿って払い下げしなきゃならないですわ。しかし、前市長時代に払い下げがマスタープランになっていくということは、住民の願いである払い下げしてほしいという、これが踏みにじられたことは確かですわ。これに

対して百歩譲って、前市長が払い下げがマスタープランになったとしても、住民のそのときの払い下げしてほしいという要望に対して、やっぱり何らかきちっと答える必要があったんですわ。それを何ら答えず、今のまま強引に払い下げしない、マスタープラン、それで裁判、否決された、また出してくる。

これは、住民は不毛のことをやってませんよ。住民は自分の生活設計をかけて、生活をかけて、払い下げをしてほしいという、これはもう住民の願いや。私はマスタープラン、これは市の計画、当然市営住宅を建てて、これはこれで市の政策として、公の政策、これは私は理解できる面があります。しかし、現実に住んでる人たちの問題を解決しないまま、これをするのはもう間違いですわ。まず、これを片づけなさいよ。

だから、住民がリンクするのは当然ですわ。払い下げと家賃の問題はリンクして当たり前のことや、こんな。リンクしないことはない。家賃を認めるといことは、自分らの払い下げを否定することになりますからね。

これは当然、市長としてこの問題をどうするのか。もう和解するのか、このまま否決されてもいくのか。これは不毛ではないですよ。あなたがやることは不毛ですよ、これから。もうそういう話し合いをして和解をするのか。そういうことをしないと、これは市長自身の立場から見て、住民の福祉の向上はますます解決しない、遠いかなたに送っていくでしょう、この問題を。あなたいつまでも市長してるわけじゃないですけど、その点はどうですか。もう和解しないでそのままいくんやと、住民の願いはこれは関係ないと、そういうことですか。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） いや、何を和解——要するに今上程しておりますのは家賃ですわ。だから、家賃は払ってもらわないかんでしょう。あなたはどう思います。払わなあかんでしょう。（成田政彦君「いやいや、どう思いますて、あなたまず答えてよ」と呼ぶ）いや、私は払ってくださいと、いかなる手段をとっても払っていただきますよと、前々から申し上げております、

家賃についてはですわね。

それから、もう1つの払い下げの問題は、相手方から今訴訟の提起を受けてるわけですから、それは当然市の立場として対抗していくということでございます。

議長（藪野 勤君） 成田君。

14番（成田政彦君） 私は、家賃は正当な理由があったら払うべきものだと思いますよ。当然ですわ。しかし、払い下げの問題の元市長の時代からの基本的な住民の要求、そして市の区画のうそ問題、誠意をもってこたえてますか。あなたは払えと言うけど、これは滞納ではないんですわ、性格は。あなたの政策的なこういうゆがみがこういう問題を起こしとるんですわ。これ以外に何もありませんでしょう、結局。どうですか。これはもうはっきり言いますが、こんなもう1回否決されたら、あなた自身に対するあれですよ。あなた自身に対する政治的な問題ですよ、もう今度は。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 今回も家賃については払ってくださいと、それからその払い下げの問題とは、我々は家賃を払ったからといって、それが住民側は払い下げという要求を放棄したものではないというふうにおっしゃってるわけですから、それは我々も切り離しましょうということですから、何も家賃を払ったから皆さんは払い下げを放棄したんでしょなんてことは言ってないわけですよ。だから、きちっとそれは我々も線を引いて考えますよということを申し上げてるわけです。

しかし、住宅を使われている以上は当然払っていただかなければいけない家賃でありますから、それは払ってくださいということを申し上げているんです。ただ、長年にわたって現実に払っていただいてないわけですから、じゃ、このまま放置しておいていいのかという問題になってくるわけですから、それは我々としては当然家賃の部分はきちっと支払っていただくと。任意に払っていただかなければ、ある一定やはり法的措置も含めて払っていただくということにしないと、やはり市営住宅はたくさんあるわけですから、きちっとお支払いを大部分の方はいただいているわけですから、それはやはりぐあいが悪いんじゃない

いでしょうか。

議長（藪野 勤君） 成田君。まとめてください。
14番（成田政彦君） あんた、リンクしてるのがわからないのか。どれだけ住民の気持ちがあつとるの、あんた。わかつとんのか、ほんとにあんた住民の声、ほんまに何回も出して。これ以上言うと、市長に対して失礼であるからやめときますわ。

議長（藪野 勤君） ほかにありませんか。——
——松原君。

8番（松原義樹君） 立場が立場ということもありますし、余りきついことはよう言わないんですが、今回の市営住宅の家賃支払いについては、入居者各人がとりあえず各人の義務であると、家賃を払うということについては義務であるということは、私もよくわかっております。いわゆる支払い請求に対して、このことについては柔軟に対処してほしいというふうに思っております。

しかし、過日といおうか、昭和48年の他団地といおうか、125戸も払い下げられた。そのときの195戸の中に入っていた75戸が、二重地番とか、先ほど言われた移転登記、こうこうの問題で、その後25年間という時間を行政のはざまに身を置くといおうか、そういう状況になっておるわけでございますね。それに対して、昭和51年には建設省から通達が出たと。いわゆる事実上の払い下げの凍結宣言というような形になったと思います。そういうことがあって、その後平成6年のマスタープランといいますが、これの作成へと進んだという状態です。

その中には、48年のその日をなぜ迎えたかということになるんですが、昭和42年のそのときの泉南町では、8人で構成する町営住宅の運営委員会というんですか、その目的としては住宅の払い下げ、このものを目的にしてもうやってるようですね。そして、48年に財政が危機ということも含めて、そのものを助けるといおうか、市の財政を助けるためにそういう状態になったと思います。

最後になりますが、そのことに対していわゆるマスタープランへ進んでいったんですが、これは住民の意見を聞いてつくるべきやと思うんですが、

その当時は、きょうそこにおられる市長は事業部長でしたか、それとも助役のときですか、そのころやと思うんですが、その時点での考え方ときょうとどう変わっているのか、1つ。

2つ目、現在のところ、住宅の皆様とのパイプはきょう現在通じておりますか。12月から3月の間でどれほどの会合なりそういうものをされたか、よろしく願いいたします。

最後になりますが、調停については前回12月の議会、この時点での議案審議の中で、2回、3回調停をしたらもう不調に終わるだろうというようなことが言われたり、そういうふうに言われておりましたが、なぜこういう性急に再度というのか、調停へと進まねばならないのか、これについてわかりませんが、お答えください。

とりあえずこの3つについてまずお答えいただいてから。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） マスタープランをつくったときは、私は理事兼市長公室長だったというふうに思います。後半では助役ということだったというふうに思います、何カ年でやっていますので。

そのマスタープラン——建設省から出された公営住宅の建てかえ10カ年戦略というのがございまして、その中で公営住宅、特に老朽した公営住宅については早期に建てかえて戸数をふやして、そして住環境の改善と、そして入居を希望されている多くの市民の皆さんに入っていただく、こういう趣旨でその10カ年戦略というものが出されたわけでございます。

泉南市も幾つかの木造住宅を抱えております関係上、この施策の補助を受けてマスタープランをつくりました。何回も言うようですが、普通マスタープランというのは、全体計画というような位置づけでございますから、1つのあるべき姿というものをつくるわけなんですね。通常そのマスタープランなりができた段階で、入居者の皆さんとかあるいは市議会もそうでしょうが、こういう内容で建てかえをしたいという説明に入ると。そして、いろいろ意見をいただいて、その意見も一部取り入れたりしながら実施の計画をつくっていくと、こういう性質のものでございます、マスター

プランは。

ですから、我々はその建てかえ10カ年戦略と、これはやはり泉南市の木造住宅あるいは簡易耐火もありますけども、これの建てかえをできるだけ早くやるという一環として行ったものでございまして、いろんな学識あるいは府の皆さんも入っていただいて委員会形式でやりましたので、精いっぱい頑張ったつくった、計画そのものはいい計画だというふうに思っております。

それから、昨年12月以降どうだったかということでございますけども、代表の方から裁判をするというお話をいただきました。これはちょっと日にちは今ははっきり覚えておりませんが、それは入居者の皆さんが御判断されることだから、私がしてくださいとか、するなとか、そういう立場にはないということをお願いしました。皆さんで御判断をされたらいいでしょうと。

ただ、住民の皆さんが裁判を起こすということは大変なことですよ。私もささやかな経験で開発も担当しておりましたので、そういういろんな住民裁判があって、その行き着く先、あるいはそれまでの御苦労、いろいろ経験もいたしましたので、そういう一定のこういうことも考えられますよと、あるいはああいうことも考えられますよとということを申し上げたところでございます。

その判断の中で今回訴訟されたわけでございますので、それは皆さんが御判断をされたことでありますから、ここでコメントをする立場にはございません。ただ、裁判をするということでお聞きをしましたので、それ以降は特に話し合いは持っておりません。

それから、調停でございますけども、先ほども申し上げましたように、これはあくまでも家賃請求に係るものでございますから、現実に長きにわたって納入されていないわけでございますから、これはやはりそれを放置しておくということではできないということで、12月残念ながら否決されましたけれども、今回は少し形を変えて、あと授権事項を外さしていただいて、当面この調停でお話し合いをして、それでだめならば改めて訴訟をするならするで議決を求めたいと、こういうことにしたわけでございます。

議長（藪野 勤君） 松原君。

8番（松原義樹君） 最後に一言言わなかった方がいいと思うんですが、いわゆる調停だけで言うとして、これができなかつたら、またそのことを言われるのは、今現在、私らの立場からしたら、できるだけ中へ入ってでもいい形にならないかなと、議員というのもただ議決だけやない、その中で何かできることがあったらという気持ちで私も動いておるつもりなんです。

でも、この調停がだめやったらもう後はそういう形しか仕方がないんじゃないかなとまで言われなくても、前回と今回とは違うということだけでよかったと思うんですが、その点についてはやはり、もう1回確認する必要もないんですが、本当の気持ちなんですか。先ほどの方も和解といおうか、仲よく市民とというのか、そういう立場に置かないようにというのか、人間的なつき合いができないかという気がするんですが。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 現実に訴訟の提起をされているわけでございますから、その立場での発言ということになるかというふうに思います。

それから、今回あくまでも家賃ということですから、これはやはり行政の長として、公営住宅を使っている対価として当然お支払いをいただかなければいけないという立場でありますから、これはこれでやはりきちっと物を申しでないかなければいけないという考えでございます。

議長（藪野 勤君） 松原君。

8番（松原義樹君） 私もう最後にします。意見になるかと思いますが、とりあえず今住民側より所有権の移転登記手続、いわゆる訴訟事件ということで、こういうものがもう提訴されてます。このものについて、そういう形でとにかく訴状も出ております。それへの対応は、ここではもちろんもう聞きませんが、そのような対立構造の中で払い下げ問題と家賃はリンクしないと何ぼ言うていただいても、その声自身も空虚といおうか、聞こえます。

私も議員として、先ほども言いましたが、家賃支払いの義務は、そこに入っている市民の方も義務を果たす、そしてその上で自分の権

利を主張するという立場で一緒に考えていきたい
と思います。そういう意味で、裁判の場へ市民を
引き出すということにはならないようにしてほしい
ということ私の意思表示ということにしてお
きます。

以上です。

議長（藪野 勤君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 規則をちゃんと守ります
ので、3回でやめさしてもらいます。

1つは、あれですか、家賃のこれは3団地だけ
に限ってこういう調停を行っているわけですが、
泉南市にはまだたくさん市営住宅があると思う
んですが、そういう方々が例えば3年なら3年、
あるいは5年なら5年という期間を切って督促を
し、請求をしたけれども払ってくれないと、そう
いう場合は一体どうなるのか。

今これを見ますと、この3団地に限って家賃を
払ってないから問題提起をするんだというふうな
理解を私はしてるわけですが、このほかの家賃と
の連動はどうか、未支払いの関係は。まず、
それからお答えをしていただきたい。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） まず、3団地の方のみ
の調停ということでございますが、3団地の方々は
現行の家賃、一昨年9月に泉南市の住宅管理
条例の改正をいたしました。それについての額に
ついての異議があると申し立てされておるわけ
でございます。我々としては、当然一昨年9月議
会で改定されました新しい泉南市の住宅管理
条例、これに基づく家賃が正しいというふうに考
えておりますが、3住宅の方々は、その額は不
的確であるとおっしゃっておられるわけござい
ますので、お互いにそれぞれの言い分というもの
があるわけでございますから、それについては第
三者に調停をお願いしたいという意味で、調停
の議案を上げさせていただきます。

また、ほかの市営住宅もございまして。滞納
される方もおります。これについては、当然徴
収の義務がございまして、また入居者の方も
お支払いいただく義務もございまして、お互
いに話をして徴収をしているということでござ
います。

議長（藪野 勤君） 島原君。

17番（島原正嗣君） そうしたらあれですか、
この家賃の調停という本質的な法律上の論争は、
泉南市が3団地に対して値上げを要請したけども、
それは不当な家賃であるということだけで調停
を泉南市としてはすると、こういうことですか。
これが1点です。

ただ、家賃というたら、恐らく公団関係の公
の住宅を中心にした判断をせなきゃいかんと思
うんですが、後段、部長が今答弁なさった、長
い間滞納をしている個人個人の住宅の未支払
いについては、これはまた督促したり、請求し
たりするんだからということなんですけども、
そこらあたりの関連は一体どないしてるん
ですか、もう一度教えてください。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 3団地の方以外の滞
納者の方から家賃の額についての異議はござ
いません。滞納していることについては、当
然お支払いをしていただくということで話を
進めているところでございます。

議長（藪野 勤君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 3団地についていろ
んな異議があるということは、先ほどの議
論もありましたように、問題は建てかえ、
払い下げと、こういうところからスタート
しているわけで、それとこれは別個だとい
えば別個ですけども、それには一定の流
れというものがありますし、事象という
ものもあると思うんですね。

問題は、私の言いたいのは、行政が、役
所が市民と争って事を構えてする以前に、
もっとお互い最善を尽くす時間がなかつ
たのかどうかということについて、僕は
非常に残念に思うんです。私は個人的
には、時々けんかはしますけども、争
うことは余りしません。争って残るの
は、憎しみと、悲しみというものも残
りますし、どっちかいうたら、お互い
円滑に物を処理していくということの
方がいいのではないかと。

例えば、私は今回の冒頭の一般質問
でも申し上げましたように、それぞ
れ日本全国の中には市民団体、住
民団体の中にもいろんな会合があり
まして、例えば豊島の産業廃棄物の
問題にしても、住民エゴと言われ
ようと、自治会エゴと言われよ

うとも、自分たちの既得権益、すなわち生活と権利は自分たちで守らなければだれが守ってくれるんやと、そういうことが今日の時代のいろんな政治的な課題にもなってるんです。

だから、僕は何も争うことは悪いとは言いませんけども、それぞれの立場で家賃が払えないというのは、金がなくて払えないということではなくて、それぞれの理由があるわけですよ。この3団地の方はもう当初から、水道庁舎で市長もそのときにはおいでになって、いつもにこにこ現金払いみたいな感じで、当初は払い下げ問題について話し合いをしたと思うんです。今はもう道で会っても、お互い憎しみというんか、そんな感情が先に走っているということは、余りよろしくない。

それはいろいろ立場上、市長は全市民の財産を守らなきゃならんわけですから、それぞれの立場はあるでしょう。けども、市営住宅3団地の方は、自分たちの生活を守るためにどうしたらいいかということもあるわけですよ。ここに書いてあるのは家賃だけのことですけれども、家賃のことを裁判所へ持って行って、あるいは調停に持って行って判断をしてもらおうということは、私は余り好ましいことではない。実直切実な市長が一市民とそういうようなことをやることは、決して僕はいいことじゃないというふうに思いますよ。

したがって、これはいづれにしてもお互い話し合いしなさいということになると思うんです。だからある意味では、もっと市役所として円満な解決の方策というものはもう絶対今後ないのか、もう裁判以外ないのか、それをちょっと聞かしてくださいな。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 調停そのものは裁判ではございません。民事調停法、これにつきましては戦後の民主主義の礎となる法律でございました。これについては幾多の成果がございます。それぞれお互いに言い分を言い合って第三者にも聞いていただくということによって、それぞれ解決してきたことでございますので、調停法は有効であるというふうな判断で今回上げさしていただいたわけでございます。

議長（藪野 勤君） 島原君。

17番（島原正嗣君） これで4回目ですけれども、おまけでもう1回頼みます。

そういう小理屈をあんたが言うからあかんねや。私はあんたより無学かもわからん。人生の体験者としては、先輩としては、あんたよりずっと上や。議員の生活も40年さしてもろてる。そんな小理屈言うから問題になるわけや。

だから、法律の中にもいろいろある。民法もありや刑事法もある。そんなことはだれでもわかってるんやけども、調停であろうと裁判であろうと、争ってることは事実なんでしょう。我々は市民の代表ですよ。少々時間かかったって、その時間議論することは当然なんですよ。あんたのように、いや裁判所と調停は違う。違うわいな、そら場所も。市役所と町役場と違いまんがな、役場でも。そのことを言ってるんじゃない。

問題は、お互いが誠意を持ってそのことにどう処していくか、円満な解決をしていくかということの判断をしてくださいと言ってるんですよ。私は何も住民の側が全部正しいとは言っていない。そのことをやっぱりもっとあんたらは説得力を持って——役人でしょうがな。役所の人ですがな。それを解決する義務があるんじゃないですか。それを言うてるんですよ。何も裁判所と調停のことを、私はみそもくそも一緒に言うてるのと違うわけですよ。木で鼻をくくったようなことを言うから、私は言いたくなるわけですよ。いづれにしても、円満な解決をするようにひとつ望んでおきます。

終わります。

議長（藪野 勤君） 林君。

22番（林 治君） 時間もあれですから簡潔にはしたいんですが、必要なことだけお尋ねをしておきたいと思います。

今、島原議員からもお話しありました。私はちょっと確認をしておきたいと思うんです。これは前回と實際上ほとんど同じ議案ですから、そういうことでここで家賃が未収納となっている者に対し、当該家賃の支払いを請求するということでありますので、未収納となっている者の中身は一体どういう状況にあるのか、そのことについてお尋ねをしておきたいというふうに思います。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 一昨年の9月から住宅の家賃が改定されまして、9年度分につきましては暫定家賃でございました。また、平成10年の4月から新公営住宅法に基づく家賃に移行いたしまして、現在に至っております。平成11年の1月末現在で3住宅の方62名の滞納額総額につきましては、340万程度でございます。

議長（藪野 勤君） 林君。

22番（林 治君） ちょっと部長、私の質問をよく聞いてくれてなかったの、私は62件の340万の話だけ聞いたんじゃないしに、泉南市の住宅、これだけですか。そうじゃないでしょう。私は全体のことを聞いたんですが、現在、住宅が泉南市に何戸あって、そのうち何戸未収入になっているのか、そしてその件数と金額と、それをお聞きしてるんです。なんでしたら9年度決算でもかまいませんよ。今の議論としては9年度決算が一番正確ですからね。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） まず、先ほどの答弁で3住宅の1月末現在の滞納額が340万程度という御答弁をさせていただきましたが、間違いでございました。訂正させていただきます。434万2,600円でございます。

それから、平成9年度の住宅使用料の滞納の状況でございますが、11年の1月末現在で全体としての収納率が86.3%でございます。額についてはちょっと集計をいたしておりません。

22番（林 治君） ちょっとそれでは聞いていることに――それでは、9年度決算の状況は簡単にわかるでしょう。集計もできてるでしょう。（巴里英一君「議案とは直接関係ない」と呼ぶ）いやいや、関係ありますよ。100%関係ある。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 9年度の決算の滞納額については、今ちょっと資料を持ち合わせておりません。

議長（藪野 勤君） 林君。

22番（林 治君） それじゃ、いただいた資料で言いますね。収入未済額が9年度決算で一般向け住宅62件で147万5,600円、同和向け

住宅が57件で173万5,400円、計119件、過年度の滞納分が47件、47万276円あり、159件で368万1,276円あると、これはおたくの方からいただいた資料ですから、これではっきりしてると思うんです。私はそのことをあなたの方から言ってほしかったんですが、これは9年度決算で、これは實際上この本会議で報告あった内容に即したものです。

私は、この点で家賃の未収納について、今島原議員からもありました。私はいろいろ質問はあるんですが、簡潔にするために市長にお尋ねしますが、3団地以外の方は家賃の値上げに異議がないんだということを、市長はこれまでの質問に市長自身がそういうふうに答えてはるんです。今部長もそう答えましたけどね。

そこで、家賃を滞納されてる方すべてについて、そういうことを調査されたんですか。全部したんですか。家賃が今回値上がりしたために払えないと言うてはる方も私聞いてますし、そして家賃がそういうことから払えなくなってる人たちも実際おるんですよ。そんなこと、實際上これだけの件数の家賃の不払いがほかにもあるのに、それは全部今の上がった家賃に異議がないんだというようなことを、何でこんなところで払わない人たちのことを全部言えるんですか。私は、それは絶対に言えないと思いますよ。それが1つです。

それから、もう1つは、今62件の方は家賃そのものについては払う意思があって供託をされてるんですから、法的手続をしてるわけですから、これは。それと、ここには歴史的な経過が十分あるということは、これまでのずっと以前の木造住宅で、私はきょう具体的に確認したかったんですが、建設年月日と耐用年数と、それから木造住宅ですよ。やっぱりそういうことも含めて、しかもこの経過の中で家賃ずっと値上げなしで来てるんですよ、そのままで。この住宅については、そういう払い下げの問題があってから後は。

だから、そういうことから、この問題はきちんと先ほど言われたことも含めて、やっぱり答弁としてしておいていただきたいと思います。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 家賃改定をこの前からやり

ましたけれども、今回お示しをしている方々以外で家賃の改定そのものに異議あるいは反対という話はございませんでした。異議の申し立てもございません。

それと、家賃改定は今この住宅だけはしてこなかったというようなお言葉でございましたけれども、市の市営住宅すべてにわたって改定はしておらなかったわけでございます、この平成9年に改定をしたと。これは一斉に改定をしたということでございます。

それから、努力の点なんです、これも先ほどから何回も申し上げておりますが、我々の方はお話し合いの中で、払い下げとこの家賃問題とは別ですよということの文書差し入れも提案もし、当初部長名であったものを助役名に、また住民の皆さんから市長名でということもございましたので、市長名で案をつくって御提示をした経過がございます。残念ながら受け入れられなかったということでございます。我々は書ける範囲のことは最大限、皆さんの意向も酌んで修正に修正を重ねて書いたつもりが残念ながら拒否された、ということでございますので、一定我々としても最大限の努力をしたというふうに考えております。

議長（藪野 勤君） 林君。

22番（林 治君） 市長は別に求めていることをいろいろ答弁されてるんですが、結局同和住宅の方の家賃の値上げがなかったもの、これの問題と全然性格が違うんですよ。性格が違って上げてこなかったんですよ。現に上げられるような状況でなかった。そういうことが上げなかった実際上の理由ですから、これは過去にもそういう議論をしたことがあるんですよ。

それから、この3団地以外の方は申し立てがなかったからといって、うっかり申し立てをしたら市長にこうやって公権力でパーンとやられるんですから、現にこの3団地が申し立てたらやられるわけですから。

だから、支払う意思是示してるということでそれでいいんじゃないんですか。市の方が何も言わんと、滞納している人たちが家賃の改定等について異議がないというふうに判断するのは、それは余りにも勝手過ぎると思いますよ。意見だけ言う

て終わりますけどね。

議長（藪野 勤君） ほかにありませんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——成田君。

14番（成田政彦君） 19号議案に対する反対討論を行います。

この問題は、12月議会で否決された理由で明らかかなように、市が過去払い下げを前提にしてきた、こういうことに対して、前、現市長の時代に住民の意思を踏みにじったことに今日の大きな問題があります。

もう既に今回出された議案は2度目であります。住民の持っている払い下げをしてほしい、今後の生活設計を何とかしてほしいという、地方自治体の本来の使命である住民の福祉の向上に寄与するという、そういう立場でこの問題を解決しないと、これは解決できない問題であります。

この問題については、住民の立場に立って、市長、これは解決すべき問題であります。これ以上言うことはありません。

以上です。

議長（藪野 勤君） 以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第19号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藪野 勤君） 起立少数であります。よって議案第19号は、否決することに決しました。

次に、日程第11、議案第20号 平成10年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（藪野 勤君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） 議案第20号の説明に入らせていただきます前に、さきの議案第11号、泉南市教育委員会の教育長の退職手当に関する臨時措置条例の制定について及び議案第19号、市営

住宅家賃支払請求に関する調停の申立てについての2議案につきまして、それぞれを議決を得ることができなかったことに伴いまして、議案第20号、平成10年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第9号）の歳出中、104ページの人事管理費の退職手当等884万円、及び106ページの訴訟費143万8,000円につきまして、それぞれ不執行という形で措置をさせていただきたく存じますので、御理解、御了承のほどをよろしくお願いを申し上げます。

それでは、ただいま上程されました議案第20号、平成10年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第9号）につきまして御説明を申し上げます。

平成10年度大阪府泉南市一般会計補正予算に変更を加える必要が生じたため、地方自治法第218条第1項の規定により補正予算を調製し、同法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

補正の内容でございますが、91ページをお開きを願います。歳入歳出にそれぞれ2億6,281万8,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ199億6,764万1,000円とするものでございます。

それでは、歳出の主なものにつきまして簡単に御説明を申し上げます。

104ページをお開きを願います。財産管理費の公有財産購入費4,461万6,000円でございますが、これは泉南市土地開発公社が昭和50年度に住宅地区改良事業として先行取得いたしました用地について、同公社の長期保有地の解消に資するため買い戻すものでございます。

次に、106ページをお開き願います。社会福祉総務費の負担金補助及び交付金のうち、精神障害者共同作業所補助金440万円でございますが、これは精神障害者共同作業所泉南フレンドへの通所人員が増加したことに伴いましてランクアップされたため、補助金を増額支給するものでございます。

次に、109ページ下段から110ページ上段の仮称農業公園整備事業費の委託料9,952万円でございますが、これは農業公園の整備に向け、公園施設の実施設設計のための委託料及び財団法人

大阪府農とみどり環境の整備公社への工事委託の費用などでございます。

続きまして、同ページその下の交通安全対策費の負担金補助及び交付金714万8,000円でございますが、これは現在市内を運行しております南海バスの3路線に対します赤字補てんのための補助金でございます。

次に、111ページをお開き願います。教育総務費の事務局費の積立金1,450万円でございますが、これは市内在住の久蔵声子氏から教育事業の経費に充てる目的を持って寄附された指定寄附金について、さきの議案第13号で御承認いただきました久蔵芳春教育基金に積み立てるものでございます。

次に、112ページをお開きを願います。公債費の償還金利子及び割引料375万1,000円の減額でございますが、これは市債の平成9年度発行分の利子の確定による不用額でございます。

お手数ですが、96ページにお戻りを願います。第2表では債務負担行為の補正を、引き続きまして97ページの第3表では事業の追加及び変更に伴います地方債の補正を、また99ページの第4表では繰越明許費につきまして、それぞれ記載をいたしておりますので、よろしくお願いをいたします。

なお、歳入の明細につきましては、101ページから103ページにかけて記載のとおりでございます。

まことに簡単でございますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（藪野 勤君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。——和気君。

13番（和気 豊君） ただいま提案をされましたが、2つほど質問をしてみたいと思うんですが、1つは106ページの訴訟費ですね。この報償費137万5,000円、弁護士報酬となっているんですが、これは調停に係る分だけでしょうか。市は所有権移転登記に係る提訴を受けておるわけですが、それに係る応訴分、これについてはこの中に計上されていない、19号議案との関係だけの——この案件が否決をされたら、こういうこと

で当然予算執行できないわけですから、その全額137万5,000円、これをカットすると、こういうふうに理解をさしていただいているのかどうか。この点がまず1点であります。

それから、もう1つ、農業公園整備事業であります。補正ではありますけれど、この予算を見ますと、施設実施設計委託料9,952万、委託料がこれとそれから造成委託料としてみどり公社の方に委託をすると、大阪府に丸々この事業を委託をするという大変な予算、例えば農業公園総仕上げの本格的な予算がこの補正の中に計上されている、こういうふうに思うんです。

それで、もう時間ありませんから、私は続けてこの関係で質問をしたいと思うんですが、私かねがねこの事業については、できた暁にこれも一種の呼び込み方式で、さきにお金を投資してこれをつくり上げて、後は人を呼び込んでいくと。有料で呼び込んでいくわけですが、果たしてどれだけの利用者見込みがとれるのか。と申しますのは、最近同様の施設が近隣各市町でできております。例えば南の方からいきますと、岬町の楠木のあたりにある地海公園、それから土取り跡地の多目的公園とか、いろいろできてるんですよ。これとの競合関係ですね。

時間もありませんからもうすべて申し上げますが、泉南市でも紀泉ふれあい塾など、競合類似施設があるわけですから、そういう点で果たして本当に利用アクセスを十分せずして、これだけの、規模は縮小されたといいますが、21億という大変なお金をかけるこの事業が果たしているのかどうか。

それから、もう1つ、花卉団地との連動が問題になるわけですが、この花卉団地の造成の後、ここへの入植者の補償ですね、これが果たしてできるのかどうか。パブルのときに土地神話に基づいてこの事業が開始されて、できるだけ土地を高く売って安くここへ入植すると。ところが、その高く売るべき土地がどんどん値下がりをして4分の1ぐらいになっている。ちなみに和泉砂川の開発関係にかかわって代替用地ですね。あの当時、坪当たり163万9,000円で買収しなければならなかった、公社として。それだけの値段が出てた

んですよ。だからこそ移転という、現在地を売って入植をすると、こういう青写真も当該花卉農家の方には描けたわけですがけれども、そういうものが全く雲散霧消しているという時価の値下がり状態、4分の1以下になっているわけですから、果たして入植の可能性があるのかどうか。

それと、問題はやっぱりこの事業に係る財源です。大阪府が農とみどりの公社以外にほとんど財政補助がない。国は半分だと。起債が大変な額になりますし、既に公社等で購入している土地ですね。これは将来一般会計で事業化するときには買い戻さないかん。このときには大変な起債を伴ってくると、こういうことも明らかです。今の泉南市の財政事情、開発優先がもたらした財政危機、これをこれ以上さらに悪化させる、この要因にもなるのではないかと、この点からこの辺の事業をもう一度精査していかないかん。市が考えている4億円程度間引きするだけの減少では、非常にもたないんではないか、もっと大幅に抜本的に競合関係も考えて処理していく必要があるのではないかと、こういうふうに思いますが、その点で質問をいたしたいと思います。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） まず、最初の106ページの訴訟費にかかわりまして、例の所有権移転の関係します弁護士の手数料について、この中に含まれているかという御質問でございますが、この予算内には含まれてございません。例の所有権移転にかかわります弁護士の手数料につきましては、議運でも御説明させていただきましたが、追加を予定してございます3議案の中の追加補正予算の中に計上する予定でございます。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 農業公園について私の方から御答弁をさせていただきます。

まず、今回補正をお願いしております農業公園の造成の委託料でございますが、これにつきましては、大阪府農とみどり環境の整備公社が実施しております農用地の造成、それと相まって泉南市が行います農業公園の進入道路、これについての工事を今回お願いしているわけでございますが、以前から造成工事を実施しております公社に委託

するのが一番適当であるというふうな判断で、委託料として造成の費用を計上させていただいておるところでございます。

それから、近隣には農業公園的ないろんな施設があるということでございますが、泉南市の場合も当初の計画どおりアクセスもございまして、また泉南市にとって花については大変ウエートの高い生産も図っておりますので、公園部分としても、当然農用地の花弁団地と相まった形での必要性を考えておりますので、今後も引き続いて実施をしていきたいというふうに思っております。

また、財政的な面でございますけれども、これについては大阪府、また国に対しての要望もいたしておりますので、できるだけ今回の公園の設計委託、これの中で施設を縮小した形での設計委託を行っていきたいというふうに思っております。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） ちょっと答弁になってないように思うんですが、私は花卉団地との連動と、これは申し上げたんですよ。わかってることなんです。だからこそ、いわゆる花卉農家の入植というのが前提になるでしょう。今、そういう前提が本当に保障される、担保される状況でしょうか。自分の持っている既設の土地——園芸団地ですが、そういうものを売却して入植されるわけですから、新しく土地を購入されるわけですから、その辺のメリットが今なくなっている中で、本当に9軒の農家が入植される保障があるんでしょうかと、この辺の実情を具体にお伺いをしているわけです。

それから、開発公社から8億3,000万ほどの用地を買い戻さないかんわけですが、これはもう既に2億数千万の一般会計からの財源をつぎ込めるわけですから、これはほとんど起債にゆだねなければならないと、こういうことになってくるというふうに思うんです。そのことの財源的な反映。

それと、なおかつ規模の縮小は3億ないし4億と言われてるんですが、維持運営管理についての見通し、これについてはなかなかはっきりと言われない。つくったわ、だれが維持管理をするんですか、運営していくんですか。その運営費用につ

いても明らかにされない。当初は出てますよ。そういうことについての財源的な裏づけ保証と、こういうことも明確にされなければならない。

それから、利用者については、やっぱり答弁になってないんですよ。競合施設がいろいろできていると。ただ、農業の体験学習という点ではありませんけれども、子供たちが親子と一緒に遊ぶような施設は、ほんとにもう数えたら切りがないくらいできてるんですね。和歌山には緑化公園なんかもありますし、それも入れますと、本当に競合施設がいっぱいある。そういう中で、本当に利用の保障があるのかどうか。なかなか出てこないですよ。財政不如意の折から、むだな事業ではないかということをかたがた言うてるんですが、それに対してもうちょっと明確なお答えをいただきたい。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） まず、入植予定者の方たちとの話し合いでございますが、農用地については、議員も御指摘のように縮小いたしました。これについては、当然時間的にはかかると思いますが、花卉団地という形で造成をしているわけですから、まず優先的に花卉農家の方に入植をしていただきたいというふうに思ってます。できるだけ公社の方も用地の単価を下げた形で取り組んでいただいておりますので、期間はかかると思いますが、入植者との話し合いは進めていっておるところでございますので、見込みがあるというふうに判断をいたしておるところでございます。

また、公園部分に対しての利用の件でございますが、これについては今回の補正で1,700万余りの設計委託料も計上させていただいておりますので、どういう施設にするのかと、まずそれが先に立って、それからの管理・運営の費用の積算になるという形でございますので、今後とも財政的な状況も加味した形の中での管理・運営の積算をやってきたいというふうに思っておるところでございます。

また、運営の主体については、いろんな形態があると思います。直接的に泉南市が管理・運営を行うということは困難だというふうに考えており

ますので、その辺も考慮に入れた形で取り組んでいきたいというふうに思っております。

議長（藪野 勤君） 巴里君。

25番（巴里英一君） 106ページの社会福祉総務費の19の負担金補助及び交付金で社会福祉課の関係になりますが、総合福祉センターの下にあります精神障害者共同作業所補助金ですが、440万円の内容はいかがかということ、措置費及び補助金の平成10年度の総経費は現在どれくらいになっているのか。

それと、共同作業所の現職員数は、嘱託、アルバイトを含めて何人か。それと、現在の対象通所者数ですね、設立当初からの通所者数。現在、泉南市で措置すべき待機者数があるのかなのか、あれば何名か。

そして、研修とか視察、交流等が年度に何回か行われているかと思いますが、それに対する経費は、私的、いわゆる私持ちなのか、それともそれは一定の補助金の中で処理されているのかということであります。

以上です。

議長（藪野 勤君） 西本社会福祉課長。

健康福祉部社会福祉課長（西本 治君） 巴里先生の質問にお答えします。

巴里議員言われているのは泉南作業所で、今回補正さしていただいておりますのは、精神障害者共同作業所泉南フレンドに対する補助金でございます。

以上です。

〔巴里英一君「岡田のやつかな。岡中かな」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 西本社会福祉課長。

健康福祉部社会福祉課長（西本 治君） 場所につきましては、泉南市樽井でございます。

〔巴里英一君「待機やら全部あるかないか聞いてる」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 西本社会福祉課長。

健康福祉部社会福祉課長（西本 治君） 失礼いたしました。

巴里議員の質問は、泉南作業所についての質問かと思っております。今回の補正は、共同作業所泉南フレンド、精神障害者の作業所でございますので、

……（「知的障害者やろ」の声あり）いえいえ、精神障害者の方の作業所の補助金でございます。

議長（藪野 勤君） 巴里君。

25番（巴里英一君） これ、条例が出ているのは4月1日からなんですね、知的障害の呼称は。そうなるのかな。これは補正ですから、それはそれでいいわけでしょう。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 今回補正をお願いしてますこの社会福祉総務費の精神障害者共同作業所は、精神薄弱者のあの共同作業所じゃなしに、精神障害者共同作業所で、今回大阪府の補助基準額が890万から1,330万に、利用者がふえてふえました。それに基づきまして440万の補正をお願いしている分でございます。そして、この分につきましては府から2分の1の補助金がありまして、220万円の補助金が府の方で計上している、その分でございます。

議長（藪野 勤君） 巴里君。

25番（巴里英一君） ちょっと錯覚してたかなと思います。失礼しました。改めて予算委員会でまた聞かさせていただきます。

それで、いわゆる待機者とかそういう関係者はおられるのかということなんですが。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） この作業所には待機者はございません。あくまでも利用人員がふえてきておりますので、その利用人員がふえてきた分だけ今度ランクアップいたしまして、その増額分の補正をお願いしているところでございます。

議長（藪野 勤君） 巴里君。

25番（巴里英一君） ランクアップというのはどういう意味なんですか。ランクアップというのは、措置内容がよくなっていくという意味のランクアップなのか、そこら辺のところをちょっと……。待機者がいないということは、すべてが措置可能だという意味なんですね。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） この精神障害者共同作業所のランクといいますのは、今回BランクからAランクに上がりました。その

算定の方法は、1日当たりの平均利用者数というのがございます。それがAランクの場合は15人以上ということになっておりまして、今現在15人いますので、これも大阪府の補助基準額でございます。共同作業所を運営するための経費でございますけれども、それが1,330万に上がっております。前は890万でございました。ですから、その差の440万を今回の3月の補正でお願いしていると、こういうことでございます。

議長（藪野 勤君） 巴里君。

25番（巴里英一君） 私、案外わからないんですけど、自分でわからないんですよ。ランクアップというのは、人員の増がランクアップだという意味のとらえ方でいいわけですね。私たちがとらえるときは、内容のランクが、状況がよくなって措置の内容がよくなったんだという意味のランクアップというとらえ方をするんですが、府の指定されている人員の増がランクアップだという、そういう意味の措置費のあり方だという、いわゆる予算の組み方、補正だということと理解していいんですか。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 今申しましたランクアップといえますのは、あくまでも利用人員がふえて、それで補助金が増額されたと、そういう意味でございます。

〔巴里英一君「議長、よろしいです」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 成田君。

14番（成田政彦君） 104ページの8財産管理費、公有財産購入費4,461万円のこの中身をちょっとお伺いしたいと思います。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 104ページの財産管理費の4,461万6,000円でございますが、開発公社が昭和50年度に住宅地区の改良事業といたしまして先行取得いたしました用地について、今回開発公社の長期保有地の解消に資するため買い戻すものでございます。

議長（藪野 勤君） 成田君。

14番（成田政彦君） 場所はどこで、使用目的は何にされるのか、ちょっとお伺いしたいんですけど。早いこと明確に答えてもらって。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 地番でございますが、鳴滝110の1でございます、面積が246平米でございます。坪に直しますと、約60万になるかと思えます。

〔成田政彦君「使用目的は」と呼ぶ〕

総務部長（細野圭一君） （続）使用目的でございますが、公社の長期保有地につきましては、全国的にいろいろ論議されておるところでございます。本市におきましても、暫定利用等いろいろと対応を考えているところでございます。

そういう中で、より広く普通財産にいたしまして、その用途を考えていきたいという中で、今回公社から買い戻すものでございます。

現在のところ、具体的に明確な使用目的はまだ決めてございません。

議長（藪野 勤君） 成田君。

14番（成田政彦君） もう意見を言います。使用目的のないままそんな大きな土地をかうんですか。また、まさか自転車置き場か駐車場じゃないかと思うんですけど、今使用目的のないまま買ったということですので、最後それを確認しておきますわ。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 今も説明させていただきましたように、公社で長期保有している物件について、いろいろと全国的にも論議されているわけでございます。そういう中で、かなり長期にわたって先行取得している土地が現在2件ございます。その1つが樽井駅前の広場の代替用地でございますが、それが昭和48年、この物件が昭和50年度の物件でございます。

そういう中で、1つでもより早くそれを処理したいという中で、その処理の方法といたしまして、今回公社で長期にわたって抱えるよりも、普通財産といたしましてより広く使用目的を考えて、早期にその長期の保有地を解消したいという目的でございます。

議長（藪野 勤君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———和気君。

13番（和気 豊君） 議案第20号、平成10

年度泉南市一般会計補正予算について、反対の立場から討論いたします。

まず、公有財産購入費であります。確かに公社が持ちあぐねている土地を購入する、買い戻す、こういうことについてはよくわかるわけですが、しかし使用目的が明確でない。もう年度が終わろうとしているにもかかわらず、そういう買い方が果たして一般会計、大変な財政事情の折から可能なのでしょうか。

あわせて、農業公園の整備事業であります。先ほどの公有財産とこの農業公園の関係予算を含めると、今補正予算の75%近くを占めます。とりわけこの農業公園事業については、これから1つの画期をなす予算計上があります。

そういう点では、見通しの問題はまだ明確ではありません。ますます利用の問題については厳しい状況になっておりますし、花卉団地との連動問題についても、入植農家の状況、これが答弁の中でも明確になっていない。財源問題に至っては、ますます泉南市財政を圧迫する。維持運営管理費についても明確ではない。本当に見通しのない中でこれだけの多額の投資を行っていく、こういうことについては、当然納得できないところであります。農業公園整備事業については、さらに凍結を含む抜本的な見直しを求めて、反対の討論いたします。

以上であります。

議長（藪野 勤君） 以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第20号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藪野 勤君） 起立多数であります。よって議案第20号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第12、議案第21号 平成10年度大阪府泉南市污水处理施設管理特別会計補正予算（第3号）議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（藪野 勤君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました議案第21号、平成10年度大阪府泉南市污水处理施設管理特別会計補正予算（第3号）につきまして御説明を申し上げます。

平成10年度大阪府泉南市污水处理施設管理特別会計予算に変更を加える必要が生じたため、地方自治法第218条の第1項の規定により補正予算を調製し、同法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

補正の内容でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,002万8,000円とするものでございまして、増額項目につきましては、污水处理施設管理基金定期預金利子の基金への積み立てとなっております。

簡単ではございますが、説明にかえささせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（藪野 勤君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。———質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藪野 勤君） 御異議なしと認めます。よって議案第21号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第13、議案第22号 平成11年度大阪府泉南市一般会計予算から日程第29、議案第38号 平成11年度大阪府泉南市水道事業会計予算までの以上17件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました平成11年度泉南市各会計予算17件につきましては、いずれも議案書の朗読を省略し、理事者から順次提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） まず、議案の提案説明をさ

していただきます前に、大変恐縮でございますが、お手元に正誤表を2枚お配りをさせていただいていると思います。平成11年度大阪府泉南市予算書及び予算説明書の中で、108ページ、115ページ、116ページ、198ページ、それから255ページ及び304ページにおきまして、それぞれ誤りがございました。おわびをして訂正をお願いを申し上げます。

それでは、説明に入らせていただきます。ただいま上程されました議案第22号から議案第38号までにつきまして、順次御説明を申し上げます。

まず、議案第22号の平成11年度大阪府泉南市一般会計予算についてでございますが、別冊の予算書3ページをお開き願います。

歳入歳出の予算の総額をそれぞれ200億6,080万とするものでございます。平成11年度予算は、前年度当初比14.5%の増となっておりますが、これは前年度が骨格予算の編成となっていたこと、及び一部懸案事業につきまして進捗のめどがつかまりましたので、早期完工を図るため予算化したことなどに伴い、前年度比伸び率が大きくなったものでございます。

なお、新年度予算の編成に当たりましては、深刻な財政状況のもとで、財政健全化のため歳入の確保に万全を期するとともに、経費の節減及び事業の選択等について精査を行いつつ、人権、教育、福祉、環境などの充実を基本理念に、多様化する市民ニーズに的確に対応していくため、限られた財源を重点的、効率的に配分し、予算の編成を行ったものでございます。

それでは、歳出の主なものにつきまして簡単に御説明を申し上げます。

まず、129ページから130ページにかけての企画広報費の委託料のうち、総合計画策定委託料474万1,000円でございますが、これは平成12年度の策定を目指し、現在第4次泉南市総合計画の策定作業を進めておりますが、新年度は基本構想及び基本計画の素案の作成を予定しており、このために必要な経費でございます。

次に、137ページをお開きを願います。OA化推進費の1億7,662万9,000円でございますが、簡素で効率的な事務の執行を推進するため、

住民情報システムの整備を図るとともに、財務会計システムの構築を行い、市民サービスの向上に資するための経費でございます。

次に、157ページをお開き願います。下段の老人福祉費の扶助費のうち、老人保護措置費3億4,142万1,000円でございますが、これは在宅生活が困難な高齢者を施設入所により養護し、あわせて家族の負担軽減を図るための経費でございます。

次に、169ページから170ページにかけての介護保険準備費9,482万円でございますが、これは平成12年4月からスタートする介護保険制度を円滑に運営するため、事業計画の策定や要介護認定などに要する経費でございます。

次に、191ページをお開き願います。塵芥処理費の備品購入費のうち、自動車購入費2,200万円でございますが、これは清掃パッカー車3台がNOx法の規制車両に該当し継続検査を受けられなくなるため、新規に購入するための経費でございます。

次に、193ページをお開き願います。環境整備対策費の需用費のうち、消耗品費71万9,000円でございますが、これは現在、全庁的な取り組みとしてエコオフィス行動計画を推進中ですが、今後全庁的なエコライフ計画の実施に向け、市民を対象に環境家計簿モニターを募集し、環境問題についての認識を深めていただくための経費などでございます。

次に、203ページをお開き願います。仮称農業公園整備事業費の7,232万5,000円でございますが、これは農業公園の整備に向け、造成工事等を行うための経費でございます。

次に、220ページをお開き願います。都市計画調査費の委託料のうち、都市計画調査委託料427万5,000円でございますが、これは5年ごとに全国一斉に実施される市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の見直しに当たり、前年度に引き続き必要な調査、検討を行うための経費でございます。

次に、222ページから223ページにかけての砂川樫井線新設事業費7億4,911万円でございますが、これは市内の通過交通を円滑にすると

ともに、地域住民の利便性の向上を図るため、泉南一丘団地とJR和泉砂川駅を結ぶ道路の新設整備を進めるための事業費でございます。

次に、232ページから233ページにかけての消防施設整備事業費の備品購入費2,974万2,000円でございますが、これは消防活動の充実を図るため、信達分団に消防ポンプ車を、また西信達分団に消防資機材搬送車をそれぞれ配置するための経費などでございます。

次に、243ページから244ページにかけての学校施設整備費の工事請負費3億5,800万円でございますが、これは体育実技に支障を来している信達小学校体育館の改築工事及び東小学校屋上の防水改修工事に要する経費でございます。

なお、歳入の明細につきましては、99ページから122ページにかけて記載をしておりますので、よろしくお願いを申し上げます

以上、簡単でございますが、議案第22号についての説明とさせていただきます。

次に、議案第23号から議案第32号までは、平成11年度各財産区会計の予算でございますが、15ページの樽井地区財産区会計予算から51ページの信達岡中財産区会計予算までの10財産区会計でございます。明細につきましては、305ページから344ページにかけて記載をいたしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、55ページの議案第33号、平成11年度大阪府泉南市交通災害共済事業特別会計予算でございますが、記載のとおり歳入歳出それぞれ694万9,000円とするものでございます。明細につきましては、345ページから349ページにかけて記載をいたしております。

次に、59ページの議案第34号、平成11年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計予算でございますが、歳入歳出それぞれ47億3,180万8,000円とするものでございます。明細につきましては、351ページから372ページにかけて記載をしております。

次に、65ページの議案第35号、平成11年度大阪府泉南市老人保健特別会計予算でございますが、歳入歳出それぞれ48億2,788万6,000円とするものでございます。明細につきましては

は、373ページから378ページにかけて記載をしております。

次に、69ページの議案第36号、平成11年度大阪府泉南市下水道事業特別会計予算でございますが、歳入歳出それぞれ33億321万6,000円とするものでございます。明細につきましては、379ページから396ページにかけて記載をしております。

次に、75ページの議案第37号、平成11年度大阪府泉南市污水处理施設管理特別会計予算でございますが、歳入歳出それぞれ4,077万7,000円とするものでございます。明細につきましては、397ページから400ページにかけて記載をしております。

次に、議案第38号、平成11年度大阪府泉南市水道事業会計予算について御説明を申し上げます。

予算書は別冊となっております。別冊1ページでございますが、これは総括表となっております。

まず、収益的収支でございますが、収入といたしましては14億9,250万円で、対前年度比は5,096万円の増加で、率といたしましては3.6%の増でございます。対しまして支出でございますが、14億5,852万円で、対前年度比は4,432万円の増加で、率といたしましては3.2%の増加でございます。収支差し引きは3,398万円の利益となっております。

次に、資本的収支でございますが、収入といたしましては7億7,035万円で、対前年度比は1億9,000万円の増加で、率といたしましては32.8%の増でございます。対する支出でございますが、9億805万円で、対前年度比は1億5,686万円の増加で、率といたしまして20.9%の増でございます。収支差し引きは1億3,770万円の不足でございます。この生じた不足額は、内部留保資金で補てんするものでございます。

なお、明細につきましては、3ページ以下に掲載をいたしております。

以上、まことに簡単でございますが、議案第22号から第38号までの説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

げます。

議長（藪野 勤君） これよりただいま一括上程いたしております平成11年度各会計予算17件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。———質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております平成11年度各会計予算17件につきましては、12名の委員をもって構成する平成11年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託いたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藪野 勤君） 御異議なしと認めます。よって平成11年度泉南市各会計予算17件につきましては、12名の委員をもって構成する平成11年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

さらにお諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会委員12名につきましては、議長において指名することにいたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藪野 勤君） 御異議なしと認めます。よって議長において指名することに決しました。

これより指名いたします。

平成11年度予算審査特別委員会委員に、

3番 辻 彌一郎 君
8番 松 原 義 樹 君
13番 和 気 豊 君
15番 上 野 健 二 君
16番 重 里 勉 君
17番 島 原 正 嗣 君
19番 角 谷 英 男 君
20番 西 浦 修 君
21番 北 出 寧 啓 君
22番 林 治 君
23番 稲 留 照 雄 君
25番 巴 里 英 一 君

の以上12名の諸君を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました12名の諸君を平成11年度予算審査特別委員会委員に

選任することに決しました。委員各位におかれましては、よろしくお願い申し上げます。

なお、明17日午前10時から委員会を開催予定いたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。大変お疲れのところありがとうございます。

なお、次回本会議は、来る29日午前10時から継続開議いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

本日はこれにて散会といたします。

午後10時1分 散会

（了）

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 藪 野 勤

大阪府泉南市議会議員 稲 留 照 雄

大阪府泉南市議会議員 巴 里 英 一